

田辺市耐震改修促進計画

平成 20 年 3 月

田 辺 市

目 次

第 1 章	計画策定の基本方針と改正耐震改修法等の経緯	1
1	基本方針.....	1
2	改正耐震改修促進法等の経緯.....	3
第 2 章	上位関連計画	4
1	中央防災会議及び住宅・建築物の地震防災推進会議.....	4
2	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年 1 月）.....	4
3	和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画（平成 19 年 3 月）.....	5
4	きのくに住宅マスタープラン（和歌山県：平成 19 年 3 月）.....	7
5	田辺市総合計画（平成 19 年 3 月）.....	7
6	田辺市地域防災計画（平成 19 年 3 月）.....	8
第 3 章	田辺市の現況	9
1	市域の概況.....	9
2	人口と世帯数の推移.....	10
3	高齢人口の推移.....	11
第 4 章	想定される地震の規模と被害の状況	12
1	地震履歴.....	12
2	田辺市の活断層.....	13
3	想定される地震の規模.....	14
4	建物被害予測.....	16
5	被害の状況.....	17
第 5 章	耐震化の現状と目標設定	18
1	住宅の耐震化の現状と目標設定.....	18
2	特定建築物の耐震化の現状と目標設定.....	23
3	市有建築物の耐震化の現状と目標設定.....	28
第 6 章	耐震化の促進を図るための施策に関する事項	31
1	対応策.....	31
2	役割分担.....	39
3	基本的な取り組み方.....	40
4	支援策.....	41
5	環境整備.....	46
6	地震発生時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要.....	48
7	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項.....	50

8	避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備.....	51
9	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策.....	52
10	重点的に耐震化すべき区域の設定.....	52

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項 53

1	地震ハザードマップの作成・公表.....	53
2	防災学習の推進及び相談窓口等の充実.....	53
3	パンフレットの作成・配布、セミナー、講習会の開催等.....	54
4	リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	54
5	自治会等との連携.....	54

第8章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項 55

1	特定行政庁との連携.....	55
2	「和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会」の取り組み.....	55
3	住宅性能表示制度の活用促進.....	55

資料

1	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）.....	資料 1-1
2	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）.....	資料 2-1
3	建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）.....	資料 3-1
4	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）.....	資料 3-1
5	用語解説.....	資料 4-1

第 1 章 計画策定の基本方針と改正耐震改修法等の経緯

1 基本方針

阪神・淡路大震災（平成 7 年 1 月）では、6,434 人¹の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人²が住宅・建築物の倒壊などによるものでした。

近年では、新潟県中越地震（平成 16 年 10 月）や福岡県西方沖地震（平成 17 年 3 月）はもとより、能登半島地震（平成 19 年 3 月）や新潟県中越沖地震（平成 19 年 7 月）などの大地震が頻発しており、そうした大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

また、東南海・南海地震については、政府の地震調査研究推進本部の発表³では今後 30 年以内に発生する確率が東南海地震で 60%から 70%程度、南海地震が 50%程度となっているなど、発生 of 切迫性が指摘されており、また、これらの地震が発生すると被害は甚大なものになると予想されています。

このような状況のもと、平成 17 年 11 月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正され、平成 18 年 1 月には「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」が定められ、都道府県は計画的に耐震化を推進するための耐震改修促進計画を策定することが義務づけられました。

これに基づき、和歌山県では平成 19 年 3 月に耐震化の目標及び目標達成に向けた取り組み等を定めた「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」を策定しました。

近い将来、東南海・南海地震などの発生が想定されている本市にとって、地震対策の充実強化は喫緊の課題であり、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、住宅・建築物の耐震化を進めていくことが極めて重要であることから、耐震改修促進法第 5 条第 7 項の規定に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の計画的な促進を図るための「田辺市耐震改修促進計画」を策定することとしました。

本計画の基本方針は、平成 27 年度までの今後 8 年間で重点的な計画期間として、大地震発生時における住宅・建築物の倒壊による被害を半減させるための目標を定め、その計画の実施にあたっては、地域の状況等を踏まえ、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化を図る建築物を設定するなど、既存建築物の耐震診断及び耐震改修を、計画的かつ総合的に進めることとします。

また、あわせて耐震化促進のための施策展開にあたっては、国や県をはじめ、市民及び建築関係団体等との連携による啓発活動など、積極的に各種施策の展開を図り、建築物の耐震化を効果的に推進することとします。

1 平成 17 年度 消防庁

2 平成 7 年度 警察白書

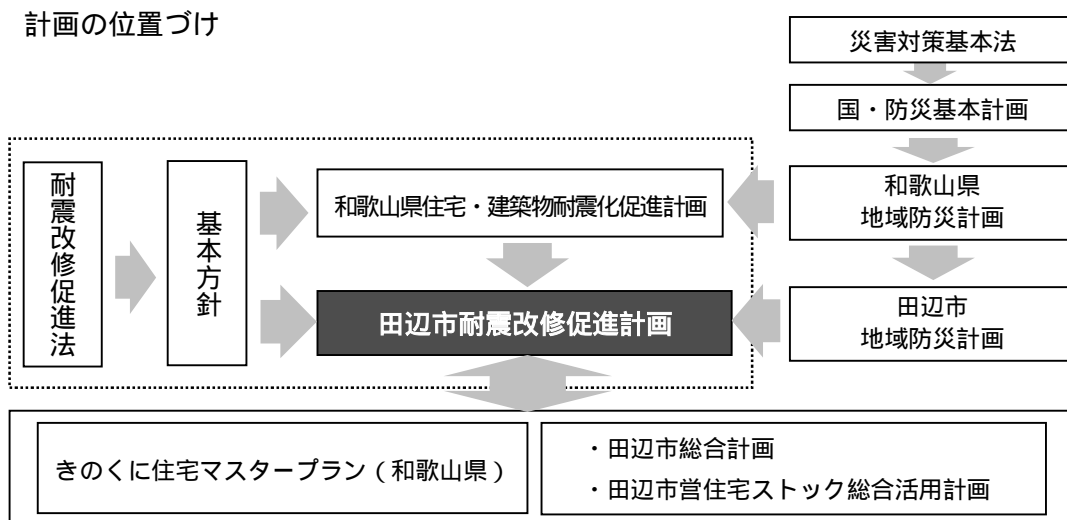
3 主要活断層帯の長期地震発生確率（2007 年 1 月 1 日での算定）

(1) 計画の目的

災害に強いまちづくりを目的に、市民の生命と財産を守り、被害を最小限にとどめるための防災対策の一つとして、住宅及び多数の者が利用する建築物並びに防災上重要な市有建築物を中心に、耐震化に係る取り組みを策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」）及び「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」を勘案するとともに、市の総合計画、地域防災計画等も踏まえて策定するものです。



(3) 計画期間

平成 27 年度を目標とし、進捗状況や建築物の診断結果等を踏まえて適宜、見直すこととします。

(4) 対象建築物

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された下記の建築物とします。

住宅

特定建築物

次に掲げるもので、法において用途・規模等が定められた建築物

- ・多数の者が利用する建築物（法第 6 条第 1 号特定建築物）
- ・危険物を取り扱う建築物（法第 6 条第 2 号特定建築物）
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路に接する建築物（法第 6 条第 3 号特定建築物）

防災上重要な市有建築物

(5) 目標とする耐震基準

(4) に掲げる対象建築物のうち、現行の耐震基準 と同等の耐震性を満たしていない建築物については、耐震改修等により、現行の耐震基準に適合させることを目標とします。

現行の耐震基準では、中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度 6 強から震度 7 程度）に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標としています。

2 改正耐震改修促進法等の経緯

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災における死者数の約9割が住宅の倒壊等であったことを教訓として、平成7年12月25日に施行された法律で、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための処置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図ることを目的としています。

近年になり平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、大地震はどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がりました。

さらに、東海・東南海・南海地震についても発生の切迫性が指摘され、その被害は甚大なものになると予測されています。

このようなことから、国の中央防災会議において建築物の耐震化緊急対策方針が決定され、そして平成17年10月に改正耐震改修促進法が成立し、平成18年1月に施行されました。

和歌山県では、平成19年3月に「和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画」を策定し、あわせて、市町村耐震改修促進計画の策定に係る資料を配布し、県内各市町村に計画策定を促しています。

改正耐震改修促進法等の経緯

主な地震	経緯
H7.1.17 兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	H7.12.25 耐震改修促進法(建築物の耐震改修の促進に関する法律)の施行
H16.10.23 新潟県中越地震	H17.2.25 住宅・建築物の地震防災推進会議の設置
H17.3.20 福岡県西方沖地震	H17.3.30 中央防災会議「地震防災戦略」決定 ・今後10年間で東海地震等の死者数及び経済被害を半減させることを目標 ・この目標を達成するために、住宅の耐震化率を現状の75%から9割とすることが必要
H17.7.23 千葉県北西部地震	H17.6.10 住宅・建築物の地震防災推進会議による提言 ・住宅・特定建築物の耐震化率を現状の75%から9割とすることを目標 ・耐震改修促進法等の制度の充実、強化 ・支援制度の拡充、強化 ・所有者等に対する普及、啓発等
H17.8.16 宮城県沖の地震	H17.9.27 中央防災会議「建築物の耐震化緊急対策方針」決定 ・建築物の耐震化について、社会全体の国家的な緊急課題として全国的に緊急かつ強力に実施 ・学校、庁舎、病院等公共建築物等の耐震化の促進等
	H17.10.28 特別国会において改正耐震改修促進法の成立
	H17.11.7 改正耐震改修促進法の公布
	H18.1.25 関係政省令、基本方針の公布
	H18.1.26 改正耐震改修促進法の施行等

出典：国土交通省「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行について

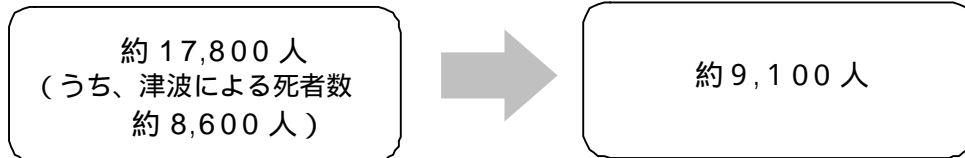
第2章 上位関連計画

1 中央防災会議及び住宅・建築物の地震防災推進会議

国における中央防災会議及び住宅・建築物の地震防災推進会議では、今後の住宅・建築物の耐震化の考えは次のようになっています。

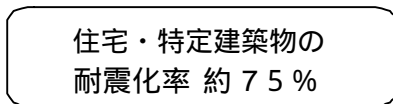
中央防災会議「地震防災戦略」（平成17年3月）

今後10年間で東南海・南海地震の死者数を半減

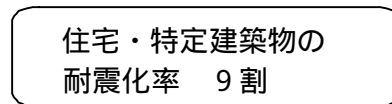


住宅・建築物の地震防災推進会議の提言（平成17年6月）

< 現 状 >



< 平成 27 年度 >



2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年1月）

国土交通大臣が定める建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の概要（抜粋）は以下のとおりです。

1 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

住宅・建築物の所有者等が自ら意識をもって取り組むことができる限り支援。

公共建築物については、災害時の機能確保の観点からも強力に耐震化。

所管行政庁は、すべての特定建築物に対して指導・助言あるいは指示を実施。指示にも従わない場合はその旨を公表。著しく危険性が高い建築物については勧告や命令を実施。

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策等を推進。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

住宅及び特定建築物の耐震化率について、それぞれ現状の75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標。

耐震診断については、少なくとも住宅は5年間で約100万戸、10年間で約150～200万戸、特定建築物は5年間で約3万棟、10年間で約5万棟の実施が必要。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断・改修のための技術指針を提示。

建築物の敷地の規定を新たに追加。

4 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

地震防災マップ等を活用した情報提供、町内会等を通じた啓発・普及等を推進。

5 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断の速やかな実施及び結果を公表するとともに耐震化の目標を設定。

地震発生時に通行を確保すべき道路として、緊急輸送道路、避難路等を記載。

地震防災マップの公表、相談窓口の設置、啓発・普及等に係る事業について記載。

市町村において耐震改修促進計画を策定することが望ましい。内容は都道府県計画に準ずる。

3 和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画（平成19年3月）

和歌山県では住宅、特定建築物、県有施設の耐震化の目標を次のように定めています。

（1）住宅の耐震化の目標

<住宅の耐震化の目標>

目標：平成27年度末の耐震化率を85%

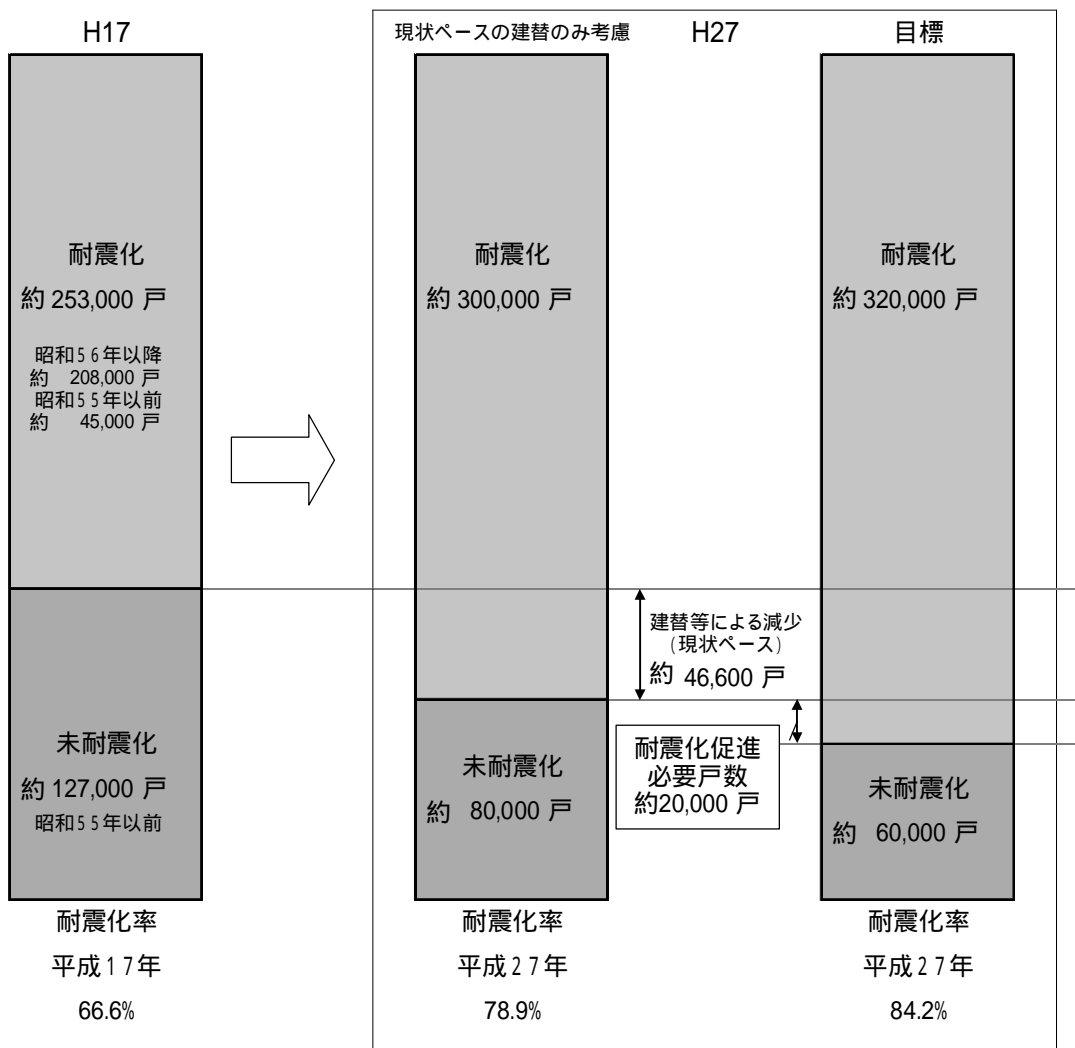
<目標設定の考え方>

目標設定の考え方：耐震性不十分（未耐震化）な住宅戸数を半減

<目標達成のために耐震化を促進させる住宅戸数>

耐震化促進戸数：約20,000戸

住宅の耐震化の目標



(2) 特定建築物の耐震化の目標

多数の者が利用する建築物（法第6条第1号）の目標

目標：	民間特定建築物	耐震性不十分建築物を半減
	公共特定建築物	耐震化率 90%以上
	耐震化必要棟数	741 棟 (1,213-472 = 741)

特定建築物の耐震化の目標

単位：棟

耐震改修促進法 第6条1項の建築物	平成17年度末			平成27年度末	
	耐震性有り 建築物数	耐震性不十分 建築物数		耐震性有り 建築物数	耐震性不十分 建築物数
多数の者が利用する建築物（全体）	3,512	1,213	→	4,253	472
4,725 棟	74%	26%		90%	10%
公共	880	484		1,256	108
民間	2,632	729		2,997	364
1. 災害時の拠点となる建築物	1,009	511		1,393	127
庁舎、学校、病院等					
公共	639	424		979	84
民間	370	87		414	43
2. 1以外の建築物	2,503	702		2,860	345
福祉施設、店舗、ホテル・旅館、賃貸住宅、寄宿舍、事務所等					
公共	241	60	277	24	
民間	2,262	642	2,583	321	

(3) 県有施設の耐震化の目標

対象建築物の目標：平成26年度末までに耐震化率100%

県有施設の中で耐震化を促進する建築物の目標は、平成26年度末までに耐震化率を100%。また、本庁舎、警察本部庁舎、総合庁舎、県立学校の目標は、平成22年度末までに耐震化率を100%とすることとします。

対象建築物は以下のとおりです。

- 【県有施設の対象建築物】**
- ・昭和56年5月以前に着工された建築物
 - ・木造以外の建築物で2階以上を有し、又は延べ面積が200㎡を超える建築物（県営住宅、未使用施設及び県民の利用を見込まない施設等は除く）

4 きのくに住宅マスタープラン（和歌山県：平成 19 年 3 月）

和歌山県が策定した「きのくに住宅マスタープラン」では、東南海・南海地震等の地震や火災・水害・地すべりなどの災害に強い住まい・まちづくりを推進するとして、住宅・住宅地の防災性の向上を掲げ、耐震診断及び耐震改修による実施の推進を明記しています。

<住宅・住宅地の防災性の向上>

新築住宅の耐震性能の強化を推進するとともに、既存住宅については昭和 56 年の耐震基準以前に建築された住宅を中心に、耐震診断及び耐震改修の実施を推進し、住宅の耐震化を進めます。

多数の人が利用する施設、避難路沿道の建築物について、耐震改修促進法第 6 条に基づき耐震化を推進します。

在来工法や地域の特徴的な様式による住宅の耐震診断及び耐震改修を推進するため、設計事務所や工務店などの建築技術者の耐震構造に関する技能向上を図ります。また、紀州材を活用した耐震技術の普及啓発を図ります。

市街地や集落地における、震災発生時の大規模火災の発生、津波被害、避難路の閉塞等を低減させるためのまちづくりを推進するとともに、住宅地における避難路・避難広場の確保、防火水槽・消火栓・初期防災器具等の整備を推進します。

災害発生時に特に危険性の高い密集住宅市街地や集落地においては、住宅の耐震化と基盤整備等のまちづくり対策を連携させて推進し、安全性の確保を推進します。

津波、地すべり、浸水などの危険度を示すハザードマップ及び地震防災マップ等を作成し、災害危険性の情報を県民へ公表することにより、防災意識の向上、県民による自主的な取り組みを推進します。

5 田辺市総合計画（平成 19 年 3 月）

田辺市総合計画では「災害に強いまちづくり」を基本計画の 1 つとして位置づけており、ここでは耐震診断・耐震改修の推進を明記しています。

<基本方針>

火災をはじめ災害時における市民の生命や身体、財産を守るため、災害対応力や消防力の強化を図ります。また、被害を軽減するため、災害時における市民一人ひとりの判断力の育成をはじめ、防災・防火意識の高揚、地域の防災体制の充実とともに、防災・防火基盤の強化を図ります。

<施策の展開>

東南海・南海地震などの大地震の発生を予測される状況において、木造住宅での被害を軽減するため、耐震診断・耐震改修の補助制度を利用し、早期の診断・改修を推進します。また、公共建築物のうち、災害救助の拠点となる施設や避難・救援に必要な施設についても耐震診断を実施し、その結果を踏まえて耐震改修の推進に努めます。

6 田辺市地域防災計画（平成19年3月）

田辺市地域防災計画/震災対策編では、防災施策の大綱として”災害に強いまちづくり”を柱の1つに位置づけており、災害予防計画では公共建築物や特定建築物の耐震診断の実施、耐震改修の促進、民間建物の耐震診断のPR等の推進を明記しています。

< 防災まちづくり計画 >

市及び関係機関は、地震による災害から市民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進及び公共施設等耐震化事業の活用により、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化、防災基盤の整備等を促進し、災害に強いまちづくりを推進する。

< 建築物の安全対策 >

- 1 公共建築物の耐震診断の実施
- 2 特定建築物の耐震診断の実施
- 3 建築物の耐震改修の促進
- 4 建築物の不燃化の促進
- 5 民間建築物の耐震診断の必要性のPR
- 6 屋外広告物等の落下防止
- 7 工作物の耐震性の確保

第3章 田辺市の現況

1 市域の概況

(1) 位置

本市は、紀伊半島の南西側、和歌山県の南部に位置しており、みなべ町、印南町、日高川町、有田川町、奈良県野迫川村・十津川村、新宮市、古座川町、上富田町、白浜町に接しています。

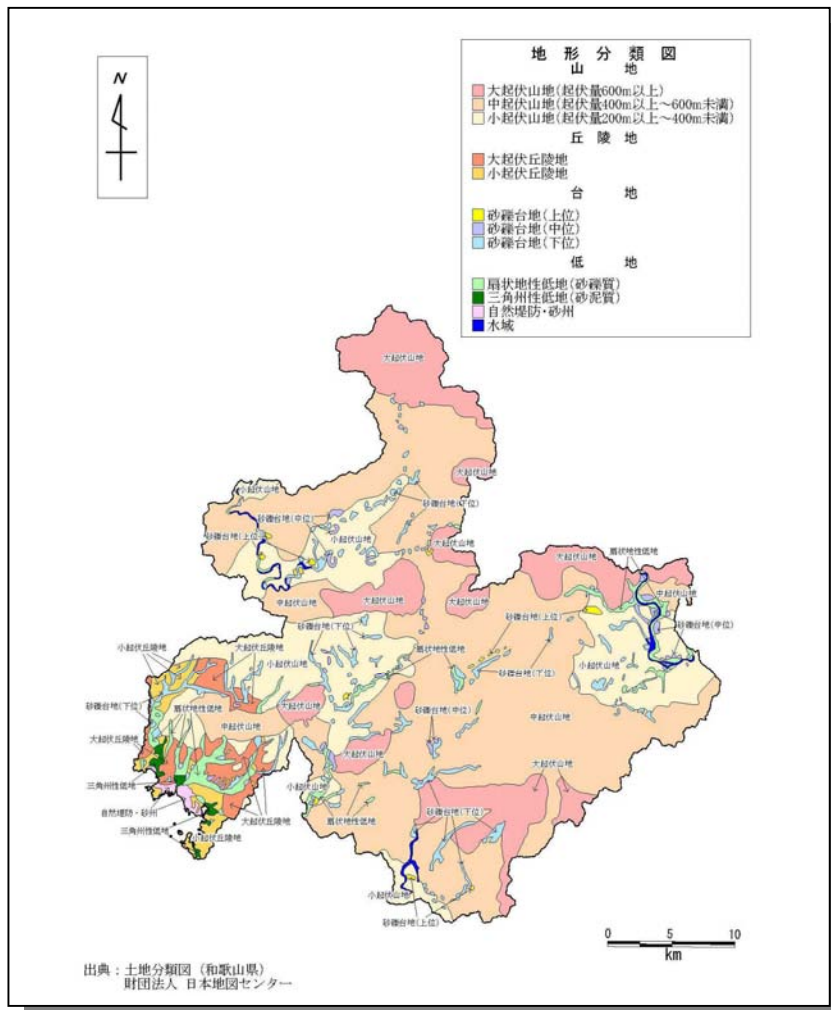
(2) 面積

本市は、東西に約 45 km、南北に約 46 kmの広がりを持ち、面積は 1,026.77k m²です。

(3) 地形

本市は、鉾尖・牛廻山地、果無山地、高尾山地、大塔山地からなる山地部と、市街地の北部に位置する田辺丘陵や東部に位置する白浜・朝来丘陵などの丘陵地及び市域を流れる芳養川、稲成川、左会津川、右会津川、富田川、日高川、日置川、熊野川によって形成された低地からなります。また、低地と山地、丘陵地の間には台地（河岸段丘）が発達しています。

地形分類図



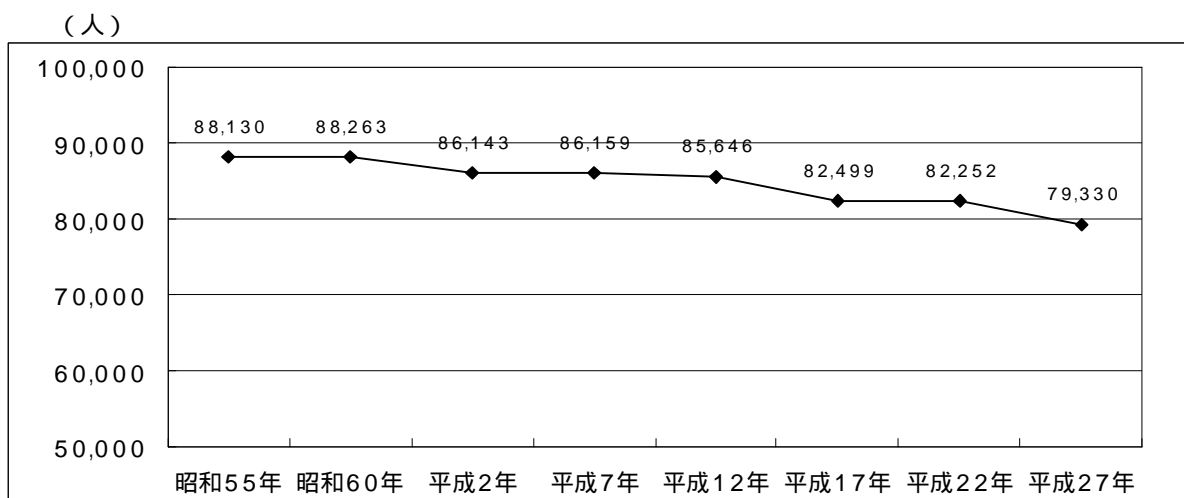
2 人口と世帯数の推移

本市における平成17年の人口は82,499人となっています。

人口の推移をみると昭和60年の88,263人をピークに減少傾向にあり、平成17年以降も、生産年齢人口の減少や出生率の低下等により減少傾向が続き、平成27年には79,330人になると推計されています。

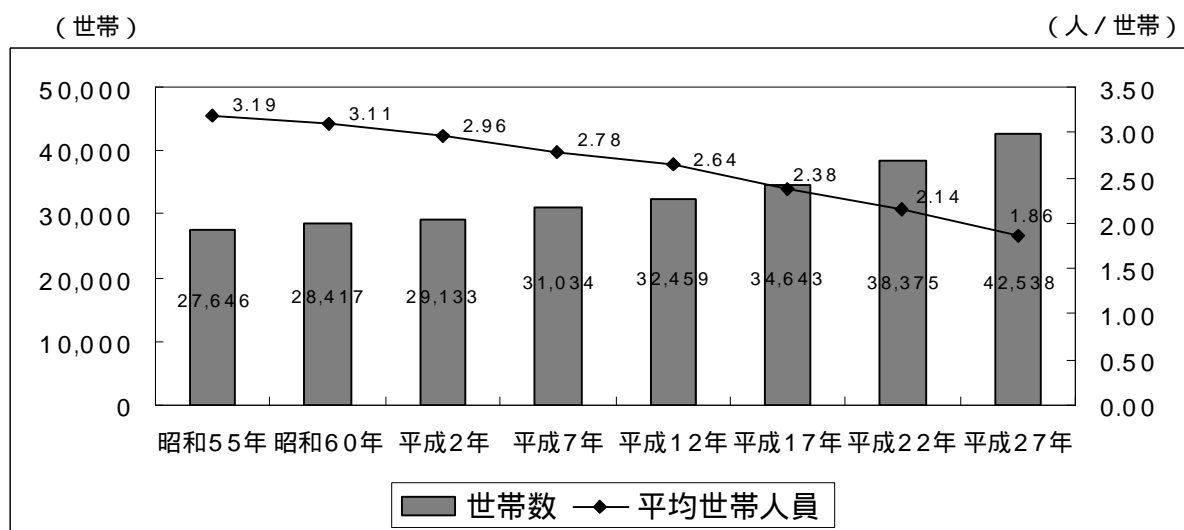
一方、世帯数は増加するものの、平均世帯人員は減少傾向になると推計されています。

人口の推移



出典：国勢調査、人口問題研究所推計

世帯数の推移



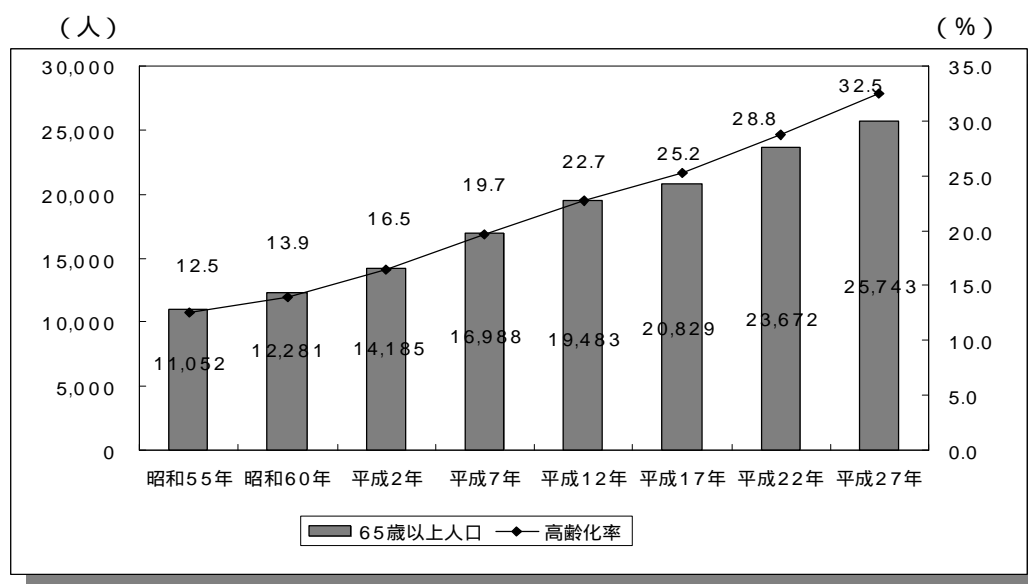
出典：国勢調査、人口問題研究所推計

3 高齢人口の推移

本市の平成 17 年の高齢人口（65 歳以上の人口）は 20,829 人（高齢化率 25.2%）となっています。

高齢人口の推移をみると、平成 17 年以降も増加傾向にあり平成 27 年には 25,743 人（高齢化率 32.5%）になると推計されています。

高齢化の推移



出典：国勢調査、人口問題研究所推計

第4章 想定される地震の規模と被害の状況

1 地震履歴

本市周辺で、直下型地震と推定される比較的大きな地震(マグニチュード6以上)の記録は、1899年の紀伊大和地震(M7.0)、1948年の日高川地震(M6.7)、1952年の吉野地震(M6.8)の3件です。

しかし、下表のとおり本市に被害を及ぼしてきた地震の形態は、ほとんどが海溝型地震であり、特に南海トラフを起因とする海溝型地震が大部分を占めています。

本市では、1946年の昭和南海地震(M8.0)により多くの被災者や家屋の全半壊などの被害を受けました。

地震履歴

発 生 年	地震の規模	事 象	区分
684(天武13)年	M8 ¹ / ₄	土佐その他南海・東海・西海諸道(<u>天武地震</u>)	
887(仁和3)年	M8.0~8.5	五畿七道(<u>仁和地震</u>)	
1099(承德3)年	M8.0~8.3	南海道・畿内(<u>康和地震</u>)	
1361(正平16)年	M8 ¹ / ₄ ~8.5	畿内・土佐・阿波(<u>正平地震</u>)	
1498(明応7)年	M8.2~8.4	東海道全般(<u>明応東海地震</u>)	
1605(慶長9)年	M7.9	東海・南海・西海諸道(<u>慶長地震</u>)	
1707(宝永4)年	M8.4	<u>宝永地震</u> (南海・東海地震)	
1854(安政元年)	M8.4	<u>安政東海地震</u>	
1854(安政元年)	M8.4	<u>安政南海地震</u>	
1899(明治32)年	M7.0	紀伊半島南東部(<u>紀伊大和地震</u>)	
1938(昭和13)年	M6.8	田辺湾沖	
1944(昭和19)年	M7.9	<u>昭和東南海地震</u>	
1946(昭和21)年	M8.0	<u>昭和南海地震</u>	
1948(昭和23)年	M6.7	<u>日高川地震</u>	
1952(昭和27)年	M6.8	<u>吉野地震</u>	
1995(平成7)年	M7.2	<u>兵庫県南部地震</u>	

注1) 表中の下線を付したものは、地震の名称を、その他は主に被害のあった地域を示す。

注2) 表中の区分は、直下型地震、海溝型地震を示す。

出典1: 新編 日本被害地震総覧[増補改訂版](1999年 宇佐美龍夫)

出典2: 平成17年版 消防白書

出典3: 田辺市地域防災計画(平成19年3月)

2 田辺市の活断層

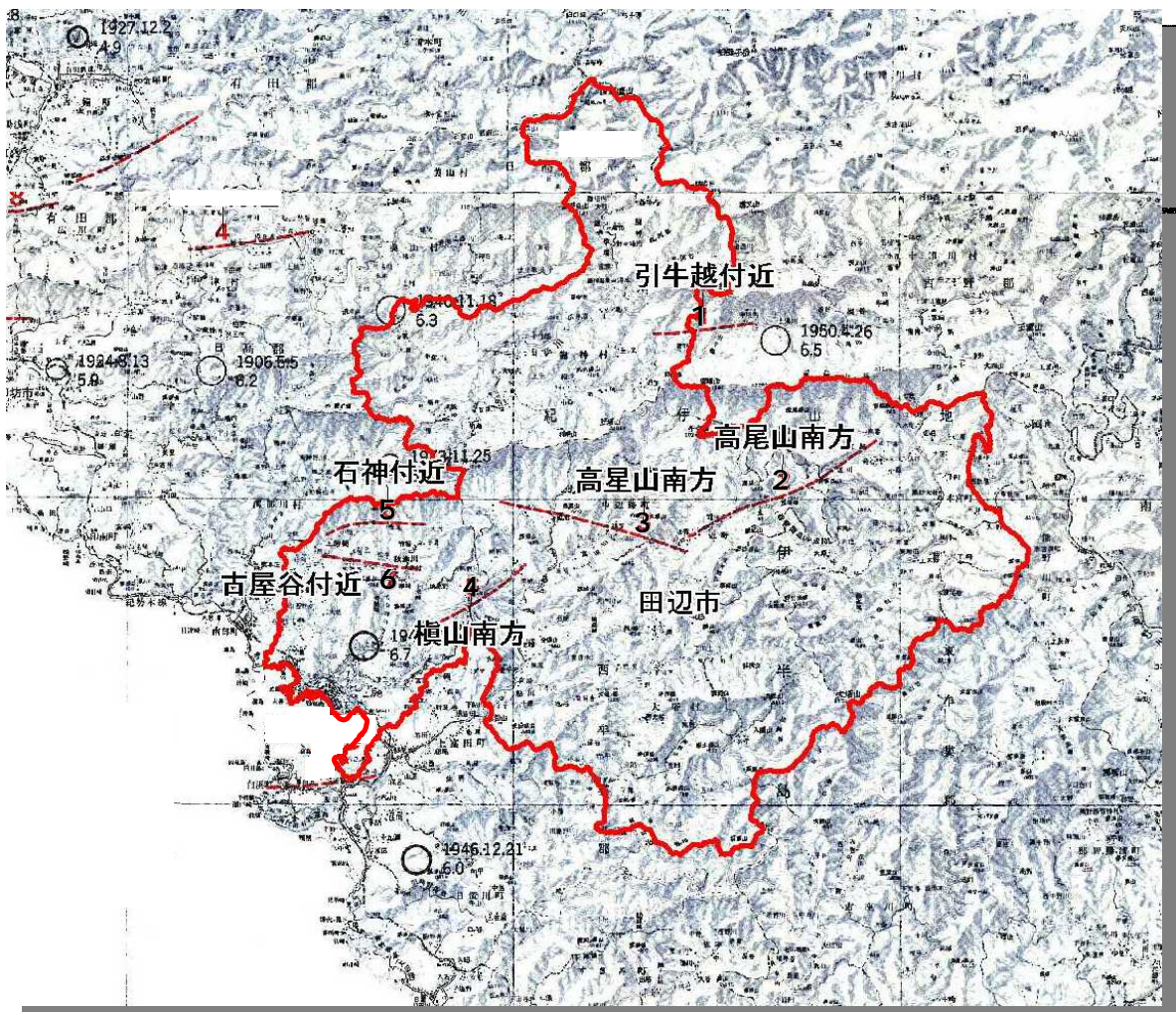
本市域内に存在の可能性がある活断層は6つあり、詳細は以下のとおりです。

田辺市の活断層

断層区分	図中番号	断層名	确实度	長さ	走向	想定規模(M)
推定活断層	1	引牛越付近	可能性 がある	5 km	EWE	6.0
	2	高尾山南方		13 km	NE	6.7
	3	高星山南方		11 km	WNW	6.6
	4	槇山南方		7 km	NE	6.2
	5	石神付近		6 km	EW	6.1
	6	古屋谷付近		5 km	EW	6.0

出典：田辺市地域防災計画（平成19年3月）

田辺市の推定活断層図



出典：田辺市地域防災計画（平成19年3月）

3 想定される地震の規模

和歌山県に甚大な被害を及ぼすとされる地震としては、平成18年3月の和歌山県地震被害想定調査報告書において、駿河トラフ～南海トラフを震源とする「東海・東南海・南海地震」、和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする「中央構造線による地震」、田辺市付近直下を震源とする「田辺市内陸直下の地震」の3つの地震が想定されています。

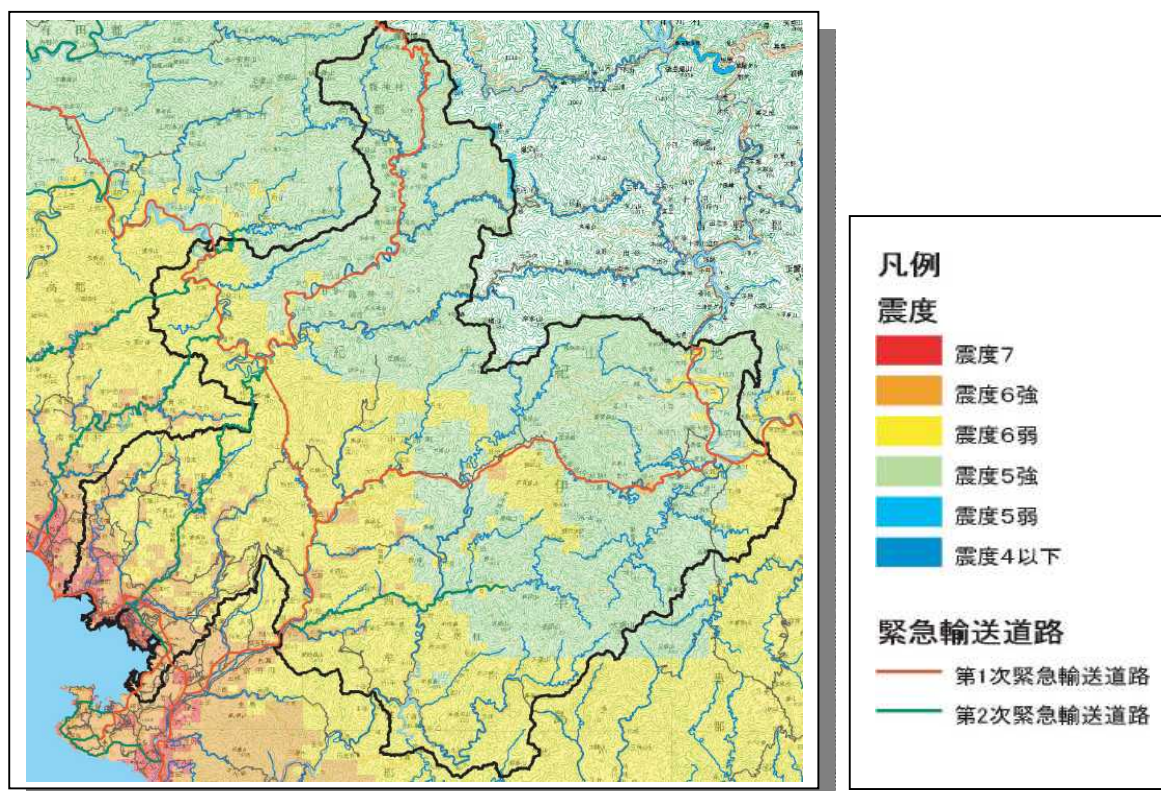
その地震の規模と震度は以下に示すとおりで、中でも「東海・東南海・南海地震」が最も大きく、本市全域が想定震度5強以上になると予測されています。

震度予測

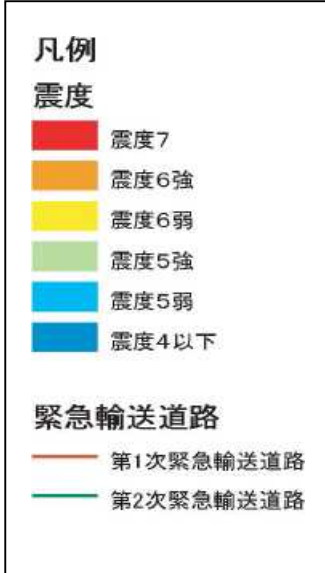
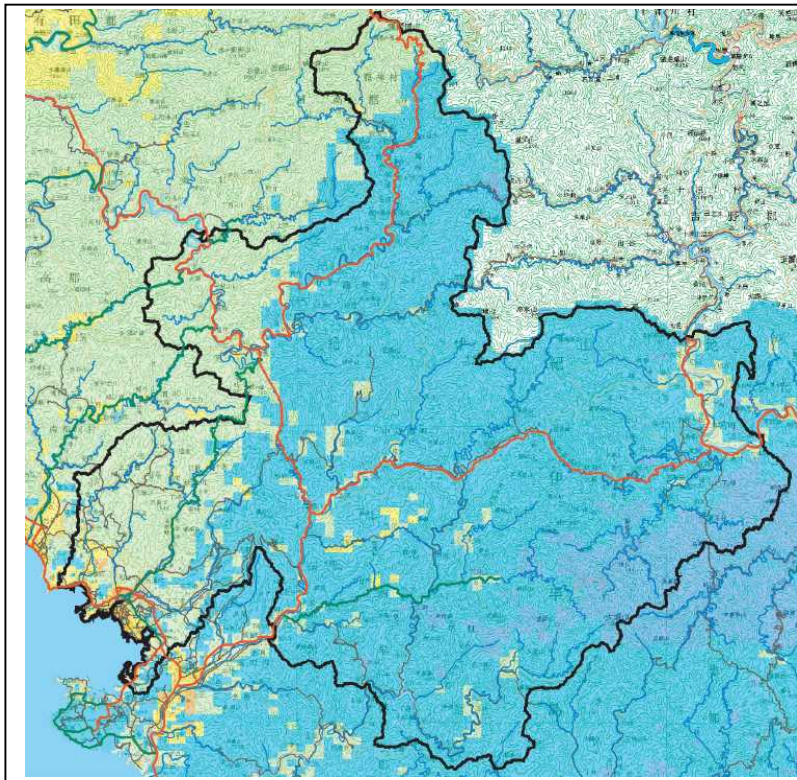
震源断層	地震の種別	マグニチュード	本市域内の震度
東海・東南海・南海地震	海溝型地震	M8.6	5強～7
中央構造線による地震	直下型地震	M8.0	4以下～6強
田辺市内陸直下の地震		M6.9	4以下～6強

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成18年3月）

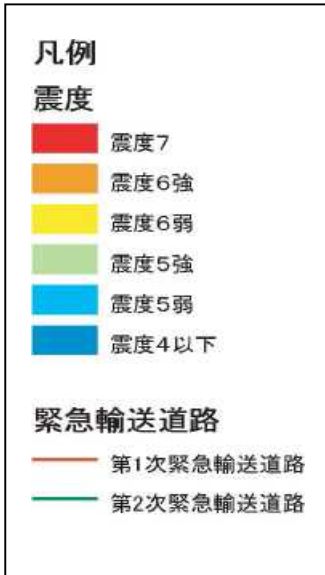
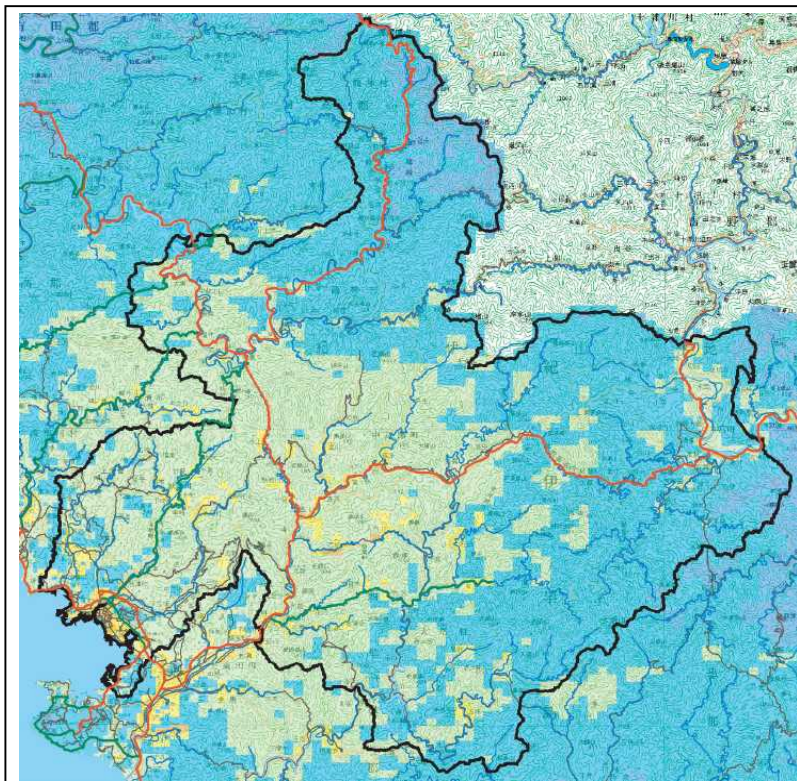
東海・東南海・南海地震



中央構造線による地震



田辺市内陸直下の地震



4 建物被害予測

(1) 東海・東南海・南海地震

冬の18時に発生の場合、田辺市全域における地震動・液状化・がけ崩れ・津波・火災の各要因による建物被害の全壊・焼失総数は29,627棟と予想され、全壊・焼失率は現況建物数の42.7%という予測結果になっています。

また、この被害における全壊・焼失総数のうち、ほぼ99%となる29,321棟が田辺地域に集中しています。

(2) 中央構造線による地震

冬の18時に発生の場合、田辺市全域における地震動・液状化・がけ崩れ・火災の各要因による建物被害の全壊・焼失総数は1,184棟と予想され、全壊・焼失率は現況建物数の1.7%という予測結果になっています。

また、この被害における全壊・焼失総数のうち、99%に達する1,173棟が田辺地域に集中しています。

(3) 田辺市内陸直下の地震

冬の18時に発生の場合、田辺市全域における地震動・液状化・がけ崩れ・火災の各要因による建物被害の全壊・焼失総数は677棟と予想され、全壊・焼失率は現況建物数の1.0%という予測結果になっています。

また、この被害における全壊・焼失総数のうち、92%に達する626棟が田辺地域に集中しています。

田辺市における建物被害予測(冬18時):上段 田辺市全域 下段 (うち田辺地域)

地震区分	現況建物数	建物被害(棟)						
		全壊・焼失 総数	全壊・焼失 率(%)	地震動に よる全壊	液状化によ る全壊	がけ崩 れによ る全壊	津波による 全壊	火災による 焼失
東海・東南海・ 南海地震	69,438 (53,304)	29,627 (29,321)	42.7 (55.0)	17,132 (16,888)	419 (403)	68 (23)	4,018 (4,018)	21,923 (21,923)
中央構造線に よる地震	69,438 (53,304)	1,184 (1,173)	1.7 (2.2)	985 (981)	79 (79)	16 (10)	/	110 (110)
田辺市内陸直 下の地震	69,438 (53,304)	677 (626)	1.0 (1.2)	529 (504)	53 (53)	26 (11)	/	70 (60)

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書(平成18年3月)
注)総数は重複処理を行っているため要因別の合計と一致しない。

5 被害の状況

本市に被害を及ぼすとされる3つの地震の中で、被害が最も大きくなると想定される東海・東南海・南海地震による被害は、建物被害が揺れによる全壊 17,132 棟、人的被害が死者数 1,110 人～1,260 人、帰宅困難者が 0～3,814 人になると予測されています。

地域的には、先の震度予測図から特に田辺地域の木造家屋の密集度が高い市街地や会津川河口部付近の軟弱地盤地域に被害が集中する被害想定結果となっています。

田辺市の地震被害結果一覧表

項目		東海・東南海・南海地震 同時発生	中央構造線の地震	田辺市内陸直下の 地震
前提	地震の規模	M8.6	M8.0	M6.9
	季節及び時間	冬5時、冬18時、夏12時のうち最大値と最小値を表示。		
想定震度		5強～7	4以下～6強	4以下～6強
建物被害	全壊・焼失数(注)	19,927 棟～29,627 棟	1,099 棟～1,184 棟	618 棟～677 棟
	揺れ	17,132 棟	985 棟	529 棟
	液状化	419 棟	79 棟	53 棟
	がけ崩れ	68 棟	16 棟	26 棟
	津波	4,018 棟	-	-
	火災	150 棟～21,923 棟	20 棟～110 棟	10 棟～70 棟
人的被害	死者数(注)	1,110 人～1,260 人	61 人～65 人	33 人～36 人
	建物倒壊	871 人～1,071 人	59 人～63 人	30 人～33 人
	津波	183 人～231 人	-	-
	がけ崩れ	6 人～7 人	1 人～2 人	2 人～3 人
	火災	2 人～140 人	0 人～1 人	0 人～1 人
	負傷者数	1,201 人～1,715 人	293 人～322 人	203 人～227 人
交通輸送	施設被害			
	道路施設 (箇所数)	172 箇所	70 箇所	80 箇所
	鉄道施設 (箇所数)	47 箇所	15 箇所	11 箇所
生活支障	断水人口 (地震直後)	75,037 人	20,003 人	9,881 人
	停電人口 (地震直後)	82,507 人	71,053 人	41,254 人～ 45,171 人
	一般電話機能 支障人口	70,984 人	2,618 人～ 4,005 人	2,542 人～ 3,335 人
	ピーク時避難所 生活者数	33,230 人～ 37,468 人	8,172 人～ 8,231 人	4,584 人～ 4,633 人
	帰宅困難者数	0～3,814 人	0～3,814 人	0～3,814 人

出典：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成18年3月）

注）重複処理を行っているため、要因別の合計とは一致しない。

第5章 耐震化の現状と目標設定

1 住宅の耐震化の現状と目標設定

(1) 住宅の現状

平成18年の課税台帳における住宅総数は33,118戸で、このうち昭和56年以前の住宅が18,230戸(54.7%)、昭和57年以降の住宅(新耐震基準を満たす住宅)が14,888戸(45.3%)になります。

構造別にみると、住宅総数のうち木造住宅は28,742戸(86.7%)、非木造は4,376戸(13.3%)を占めています。

住宅の現状

(戸)

区 分	住宅総数	構 造					
		木 造	非木造				
			計	鉄筋コンクリート造	鉄骨・鉄筋コンクリート造	鉄骨造	その他
昭和56年以前	18,230	16,596	1,634	368	279	935	52
昭和57年以降	14,888	12,146	2,742	421	380	1,918	23
合 計	33,118	28,742	4,376	789	659	2,853	75

出典：平成18年課税台帳

(2) 耐震化の現状

耐震化の現状については、主世帯数 による推計方法に基づき、平成 17 年度末における A 全住宅戸数 33,118 戸の中で、B 居住あり住宅総数を推計した結果、32,072 戸となります。

このうち、旧耐震基準によって建てられた C 昭和 55 年以前の住宅は 17,654 戸(55.0%)で、新耐震基準によって建てられた D 昭和 56 年以降の住宅は 14,418 戸(45.0%)となっています。

なお、旧耐震基準によって建てられた昭和 55 年以前の住宅でも耐震性を満たすと推計される住宅及び改修済みと推計される住宅並びに新耐震基準によって建てられた昭和 56 年以降の住宅を併せると 17,994 戸(C₁+C₂+D)となり、耐震化率は E ÷ B で 56.1%となります。

したがって、耐震性が不十分な住宅は 14,078 戸になるものと推計されます。

主世帯数：間借り世帯を除く世帯数

耐震化の現状

(戸)

平成 17 年度末	計	木造一戸建	共同住宅等 ⁴
A 全住宅戸数	33,118	33,118 × 0.96844 = 32,072	
B 居住あり住宅総数 ¹	32,072	27,830	4,242
C 昭和 55 年以前の住宅	17,654	16,068	1,586
C ₁ 昭和 55 年以前の耐震性を満たす住宅 ²	3,133	1,928	1,205
C ₂ 耐震改修実績 ³	443	394	49
D 昭和 56 年以降の住宅	14,418	11,762	2,656
E 耐震性を満たす住宅(C ₁ +C ₂ +D)	17,994	14,084	3,910
F 耐震性が不十分な住宅戸数(B-E)	14,078	13,746	332

1 課税台帳に基づく主世帯数による推計値

2 平成 14 年 3 月 国の都道府県アンケートによる耐震性を満たす割合(木造 12%、共同住宅等 76%)

3 平成 15 年 住宅・土地統計調査(耐震工事実績により改修済みと推計される数字)

4 共同住宅等とは、木造一戸建て以外の全ての住宅

耐震化率の推計方法

$$\text{耐震化率} = \frac{\text{E 耐震性を満たす住宅 (C}_1\text{ + C}_2\text{ + D)}}{\text{B 居住あり住宅総数}} \times 100\%$$

C₁：昭和 55 年以前の住宅のうち、耐震性を満たすと推計される住宅

C₂：昭和 55 年以前の住宅のうち、改修済みと推計される住宅

D：昭和 56 年以降の住宅

(3) 平成 27 年度末の耐震化率の推計

平成 27 年度末の耐震化率の推計は、まず主世帯数の将来推計より平成 27 年度末の居住ありの住宅総数を求め、次に滅失・空家、新築の推計及び耐震改修実績値より求めました。

その結果、平成 27 年度末の住宅総数は 31,952 戸となり、うち耐震性を満たしている住宅は 23,319 戸、耐震化率は滅失や新築及び耐震改修を含め 72.9%となります。

平成 27 年度末の耐震化率 (戸)

区 分	平成 17 年 度末 (ア)	平成 18 年度～平成 27 年度末の変化			平成 27 年度末 (ア-イ+ウ+エ)
		滅失・空き家 (イ)	新築 (ウ)	耐震改修 (エ)	
A 居住あり住宅総数	32,072	6,317 ²	6,197	-	31,952
B 耐震性を満たす住宅	17,994	1,758 ³	6,197	886 ¹	23,319
C 耐震性が不十分な住宅	14,078	4,559	-	886	8,633
耐震化率 B/A	56.1%	27.8%	100%	-	72.9%

1 平成 15 年 住宅・土地統計調査(耐震工事实績)より推計

2 和歌山県耐震改修促進計画策定に係る基礎調査等業務委託報告書・市町村の住宅目標推計計算式(平成 19 年 3 月)

3 和歌山県耐震改修促進計画策定に係る基礎調査等業務委託報告書・市町村の住宅目標推計計算式(平成 19 年 3 月)

(4) 耐震診断・改修等の実施状況

これまでに本市が補助事業等で把握している耐震診断、耐震改修の実施状況は下記のとおりです。

耐震診断・改修の実施状況 (件)

事業名	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
田辺市木造住宅耐震診断事業	208	126	175	136
田辺市きのくに木造住宅耐震改修 補助金交付事業	2	9	3	7

(5) 平成 2 7 年度末の目標設定

耐震化の目標は、平成 1 7 年度末における耐震性が不十分な住宅を半分以下にすることを目標とします。

目標設定の考え方

住宅倒壊等による被害を半減させるため、耐震性が不十分な住宅を、平成 2 7 年度末までに半分以下にすることを目標とします。

耐震性が不十分な住宅の半減 (半減目標戸数 : 約 7,000 戸)

耐震化率の目標値

平成 1 7 年度末の耐震化率 56.1%を、平成 2 7 年度末までに 80%以上とします。

平成 2 7 年度末の耐震化率 80%以上

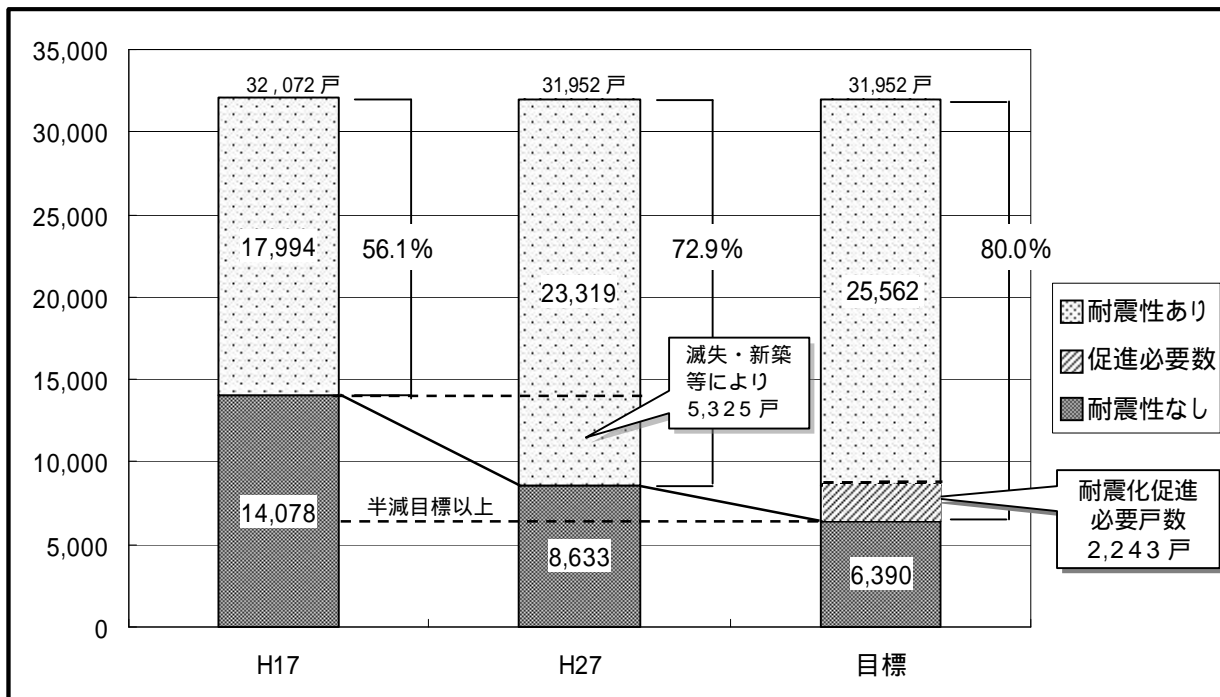
目標達成のための耐震化促進必要戸数

平成 2 7 年度末の耐震化率 80%以上を達成するためには、耐震改修を促進する必要戸数として 2,243 戸が必要となります。

耐震化促進必要戸数 : 2,243 戸

なお、2,243 戸のうち、木造一戸建の必要戸数は、約 2,190 戸となります。

目標達成のための耐震化促進必要戸数



平成 27 年度末までに耐震化を促進する必要住宅戸数の算定根拠 (まとめ)

平成 17 年度末の現況

(戸)

A	平成 17 年度末に居住ありの住宅総数	32,072
B	Aのうち、平成 17 年度末で耐震性を満たす住宅戸数	17,994
C	Aのうち、平成 17 年度末で耐震性が不十分な住宅戸数 A-B	14,078
耐震化率 B ÷ A		56.1%

現状ペースで推移した平成 27 年度末の耐震化

(戸)

D	Aのうち、平成 18 年度から平成 27 年度末までに滅失・空き屋により減少する住宅戸数	6,317
E	平成 18 年度から平成 27 年度末までに新築により増加する住宅戸数	6,197
F	Cのうち、平成 18 年度から平成 27 年度末までの耐震改修住宅戸数	886
G	平成 18 年度から平成 27 年度末までに耐震性を満たす Bのうち滅失・空き家により減少する住宅戸数	1,758
H	平成 18 年度から平成 27 年度末までに滅失・新築等により耐震性を満たす住宅戸数 E + F - G	5,325
I	平成 27 年度末までに耐震性を満たす住宅戸数 B + E + F - G	23,319
J	平成 27 年度末に居住ありの住宅総数 A + E - D	31,952
K	Jのうち、平成 27 年度末に耐震性が不十分な住宅戸数 J - I	8,633
耐震化率 I ÷ J		72.9%

平成 27 年度末の耐震化目標

(戸)

L	Kのうち、平成 27 年度末で耐震性が不十分な住宅戸数	6,390
M	Kのうち、目標達成のために耐震化を促進する必要住宅戸数 K - L	2,243
N	平成 27 年度末に耐震性を満たす住宅戸数 I + M	25,562
耐震化率 N ÷ J		80.0%

2 特定建築物の耐震化の現状と目標設定

特定建築物には、法第6条第1号特定建築物、法第6条第2号特定建築物、法第6条第3号特定建築物があり、いずれも公共及び民間の建築物が対象となります。

耐震化の現状については、公共及び民間の現状を整理し、目標設定においては民間の特定建築物について定めます。

(1) 法第6条第1号特定建築物の耐震化の現状

法第6条第1号特定建築物とは、幼稚園、小・中学校、病院、福祉施設、ホテル・旅館、店舗等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物です。

和歌山県住宅・耐震改修促進計画に係る基礎調査により、平成17年度末の本市域内の法第6条第1号の特定建築物は、公共・民間を合わせて121棟あり、内訳は、公共が53棟、民間が68棟となっています。

その民間における68棟のなかで、昭和56年以前が65棟であり、そのうち、国による都道府県アンケート調査結果をもとに用途別の耐震化率の数値により耐震性を満たすと推計した棟数は33棟となります。

したがって、平成17年度末における耐震性を満たす棟数は、昭和57年以降の3棟を加え36棟となり、耐震化率は、36棟÷68棟=52.9%となります。

法第6条第1号特定建築物

(棟)

用途	平成17年度末					計
	総数	昭和56年以前	耐震性を満たす棟数			
			昭和56年以前のうち耐震性を満たす(推計)	昭和57年以降耐震性を満たす		
多数の者が利用する建築物	121	114	51	7	58	
	公共	53	49	18	4	22
	民間	68	65	33	3	36
1. 災害時の拠点となる建築物 庁舎、学校、病院等	40	38	10	2	12	
	公共	35	33	8	2	10
	民間	5	5	2	0	2
2. 1以外の建築物 福祉施設、ホテル・旅館、店舗等	81	76	41	5	46	
	公共	18	16	10	2	12
	民間	63	60	31	3	34

出典：和歌山県住宅・耐震改修促進計画に係る基礎調査（平成19年3月）

国による都道府県アンケート調査結果をもとに算出された用途別における耐震化率の数値により推計した棟数

(2) 法第6条第2号特定建築物の耐震化の現状

法第6条第2号特定建築物とは、危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物です。

平成17年度末で、耐震化の対象になる昭和56年以前に建築された特定建築物は、2棟あります。

(3) 法第6条第3号特定建築物の耐震化の現状

法第6条第3号特定建築物とは、「県が指定する緊急輸送道路」及び「市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路」に接する建築物で、地震によって建物が倒壊した場合、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある建築物です。

県が指定する緊急輸送道路に接する法第6条第3号特定建築物

県地域防災計画に位置づけられる第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路に接する法第6条第3号特定建築物は10棟あり、うち耐震化の対象になる昭和56年以前に建築された建築物は、3棟あります。

県が指定する第1次及び第2次緊急輸送道路の沿道建築物(表1)

(棟)

用途	総数	昭和56年以前	昭和57年以降
道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	10	3	7
公共	1	1	-
民間	9	2	7

出典：和歌山県住宅・耐震改修促進計画に係る基礎調査(平成19年3月)

市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路に接する法第6条第3号特定建築物

市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路に接する法第6条第3号特定建築物は200棟あり、うち耐震化の対象になる昭和56年以前に建築された建築物は、83棟あります。

市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路

道路の機能	救急・消防活動の実施 避難者への緊急物資の輸送
選定条件	県指定の1次、2次緊急輸送道路と以下の防災拠点にアクセスする道路 <ul style="list-style-type: none"> ・市役所、行政局、連絡所 ・消防署、警察署 ・病院 ・体育館、保健センター、防災拠点となる指定避難施設

市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路に接する特定建築物（表2）（棟）

用途	総数	昭和56年以前	昭和57年以降
道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	200	83	117
公共	22	16	6
民間	178	67	111

出典：田辺市調査（平成19年10月）

特定建築物の耐震化の現状（まとめ）（棟）

用途	総数	昭和56年以前	耐震性を満たす棟数		計	
			昭和56年以前のうち耐震性を満たす(推計)	昭和57年以降耐震性を満たす		
法第6条第1号	多数の者が利用する建築物	121	114	51	7	58
	公共	53	49	18	4	22
	民間	68	65	33	3	36
	1、災害時の拠点となる建築物	40	38	10	2	12
	庁舎、学校、病院等	35	33	8	2	10
	民間	5	5	2	0	2
	2、1以外の建築物	81	76	41	5	46
	福祉施設、ホテル・旅館、店舗等	18	16	10	2	12
	民間	63	60	31	3	34
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する建築物	2	2	-	0	0
	公共	0	0	-	0	0
	民間	2	2	-	0	0
3号	道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	210	86	-	124	124
	公共	23	17	-	6	6
	民間	187	69	-	118	118

210：(表1)と(表2)の「総数」の総合計

86：(表1)と(表2)の「昭和56年以前」の総合計

(5) 特定建築物の耐震化の目標設定

法第6条第1号特定建築物（民間）の目標

ホテル・旅館、病院、店舗等における多数の者が利用する一定規模以上の特定建築物の耐震化の目標設定は、和歌山県住宅・建築物耐震化促進計画の目標設定に準じて、平成17年度末において耐震性が不十分な32棟について、平成27年度末までに半減させることを目標とします。

目標を達成するためには、平成27年度末までに建替え等による更新を含めて16棟の耐震化が必要となります。

目標達成のために耐震化を図る法第6条第1号特定建築物（民間） (棟)

A	平成17年度末 法第6条第1号特定建築物（昭和56年以前）	65
B	Aのうち、耐震性を満たす特定建築物（推計）	33
C	Aのうち、耐震性が不十分な特定建築物（A-B）	32
D	平成27年度末に半減させるための目標値（ $C \times 1/2$ ）	16
E	平成27年度末までに耐震化を図る特定建築物数（C-D）	16

法第6条第2号特定建築物（民間）の目標

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物で、政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する特定建築物の耐震化の目標設定は、今後の国や和歌山県における耐震化の促進に関する補助制度の拡充や創設等の動向を見極めながら、所管（特定）行政庁である和歌山県と連携し検討して進めていくこととします。

法第6条第3号特定建築物（民間）の目標

「県が指定する緊急輸送道路」及び「市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路」に接する建築物で、地震によって建物が倒壊した場合、その通行や、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれのある特定建築物の耐震化の目標設定は、今後の国や和歌山県における耐震化の促進に関する補助制度の拡充や創設等の動向を見極めながら、所管（特定）行政庁である和歌山県と連携し検討して進めていくこととします。

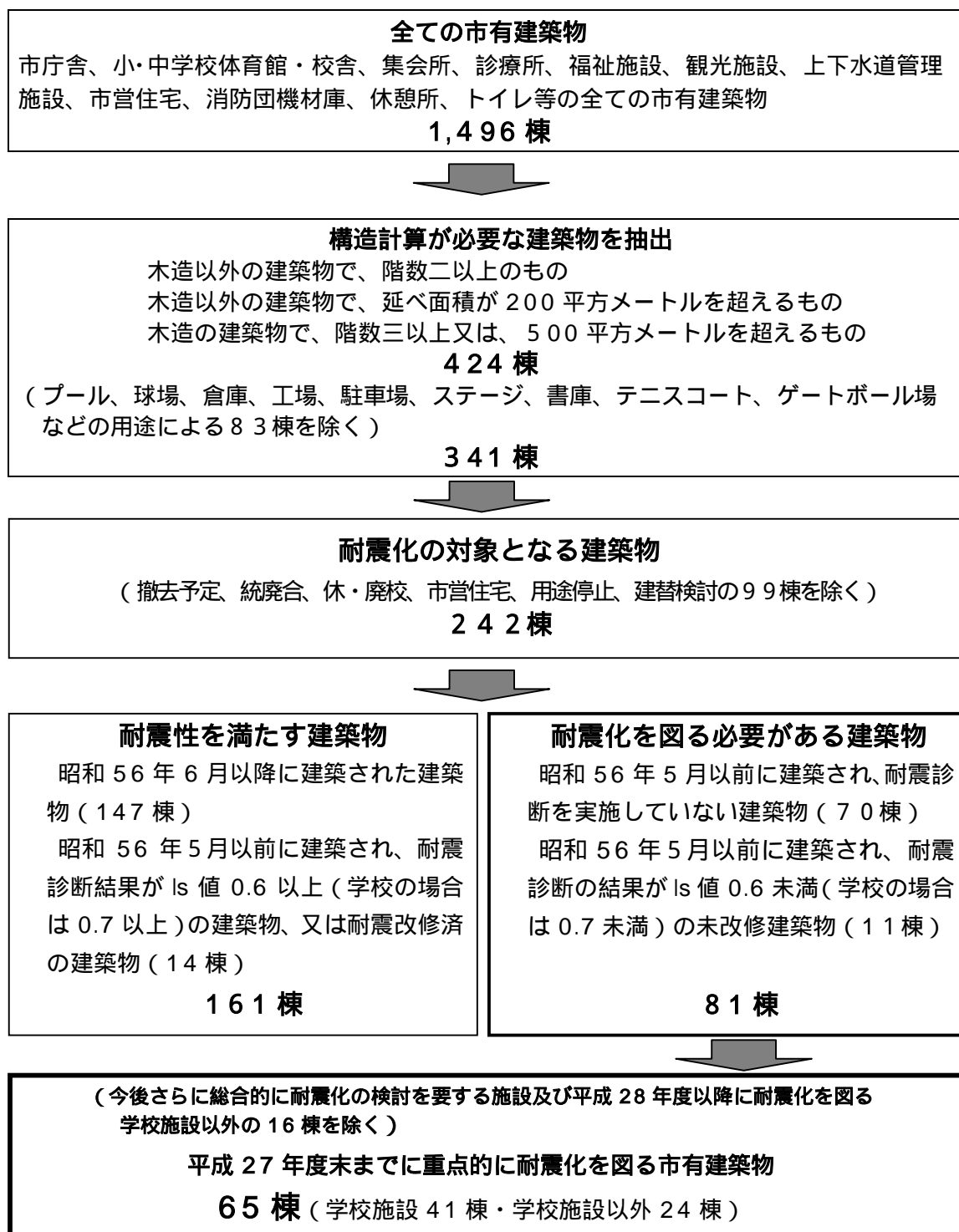
特定建築物一覧表

法	政令第2条第2項	用途	法第6条の所有者の努力義務および法第7条第1項の「指導・助言」対象建築物	法第7条第2項の「指示」対象建築物
法第6条第1号	第1号	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	第2号	小学校等 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	第3号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
		学校 第2号以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		工場（危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上	
		車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
		自動車庫その他の自動車または自転車の停留、または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	
	第4号	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	法第6条第2号	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
	法第6条第3号	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物	

3 市有建築物の耐震化の現状と目標設定

(1) 平成 27 年度末までに重点的に耐震化を図る市有建築物

全ての市有建築物を対象として、耐震化を図る建築物について以下のとおり抽出しました。



(2) 市有建築物の耐震化について

1) 学校施設の耐震化

耐震化を図る必要のある小・中学校施設 41 棟（校舎、体育館）については、次の考え方に基づき平成 27 年度末までに耐震化を図ります。

小学校施設、中学校施設の順に耐震補強を実施し、続いて学校統合についての検討のため、耐震補強を実施していなかった小・中学校施設の耐震化を図ります。
 なお、耐震補強ではなく、建替えを検討する必要がある施設は除きます。

2) 学校施設以外の耐震化

耐震化を図る必要のある 40 棟については、次の ~ の考え方に基づき優先順位を決定し、平成 27 年度末までに 24 棟の耐震化を図ります。

なお、16 棟については、今後さらに総合的に耐震化の検討を要する施設及び平成 28 年度以降に耐震化を図る施設とします。

災害時に果たすべき役割	重要度 1、2、3、4 の施設を優先する。
建物全壊の危険性	震度 7 が想定される地区に立地する建築物を優先する。
津波避難施設	市指定避難施設においては、津波避難施設を優先する。
市指定避難施設	建築年数も考慮しつつ近隣に耐震性を満たす市指定避難施設がある場合は、地域性を考慮する。

対象市有建築物

	重要度	施設の機能	施設名称	耐震化の対象となる建築物（棟）			
				合計	耐震性を満たす建築物	耐震化を図る必要がある建築物	平成 27 年度末までに重点的に耐震化を図る建築物
1) 災害時に果たすべき役割	1	指揮命令を行う中枢施設	本庁舎 消防本部（消防署） 行政局	8	7	1 (1 棟)	0
	2	人命救助に係る拠点施設	消防分署（出張所） 診療所 保健福祉センター	22	17	5	5
	3	避難のための拠点施設（市指定避難施設）	小・中学校体育館 保育所、幼稚園 集会所、市民センター コミュニティセンター	81	54	27 (6 棟)	21
	4	ライフライン施設及び災害時に必要な施設	上下水道施設 (ポンプ場、管理棟) 小・中学校校舎 斎場、消防分団機材庫	80	44	36 (1 棟)	35
2) 減災のために整備する施設	5	不特定多数の市民が集まる施設	集会所、公民館 児童館、図書館 観光施設、武道館 多目的研修施設	39	30	9 (6 棟)	3
	6	災害時要援護者が集まる施設	保育所、老人憩いの家 福祉施設、作業所	12	9	3 (2 棟)	1
計				242	161	81	65

の合計 16 棟については、今後さらに総合的に耐震化の検討を要する施設及び平成 28 年度以降に耐震化を図る施設とします。

3) 市有建築物の耐震化の目標設定

対象建築物の目標：平成 27 年度末までに耐震化率 93% 以上

耐震化の対象となる建築物 242 棟のうち、現在 161 棟が耐震性を満たしており、現在の耐震化率は、 $161 \text{ 棟} \div 242 \text{ 棟} = 66.5\%$ となっています。

今後、本市では平成 27 年度末までに、耐震化を図る必要がある建築物 81 棟のうち、重点的に 65 棟の耐震化を図り、平成 27 年度末の耐震化率を $(161 \text{ 棟} + 65 \text{ 棟}) \div 242 \text{ 棟} = 93.3\%$ とすることを目標とします。

4) 市営住宅の耐震化

田辺市営住宅ストック総合活用計画に基づき維持・管理を図ります。

第6章 耐震化の促進を図るための施策に関する事項

1 対応策

(1) アンケート調査について

本調査は、耐震改修促進計画を策定するにあたり、市民の地震に対する防災上の不安や日頃からの取り組み、自宅等を地震から守るための耐震診断や改修等に関する意見、要望を把握し、本計画を策定していく上での参考及び今後の防災行政に反映することを目的として実施しました。

実施方法

調査対象	田辺市内の建築物のうち、新耐震基準以前に建築された特定建築物の所有者及び無作為に抽出した一般住宅等の所有者
抽出方法	無作為抽出法
実施方法	郵送による配布回収法
調査期間	平成19年8～10月（調査票の作成、配布、調査、回収）

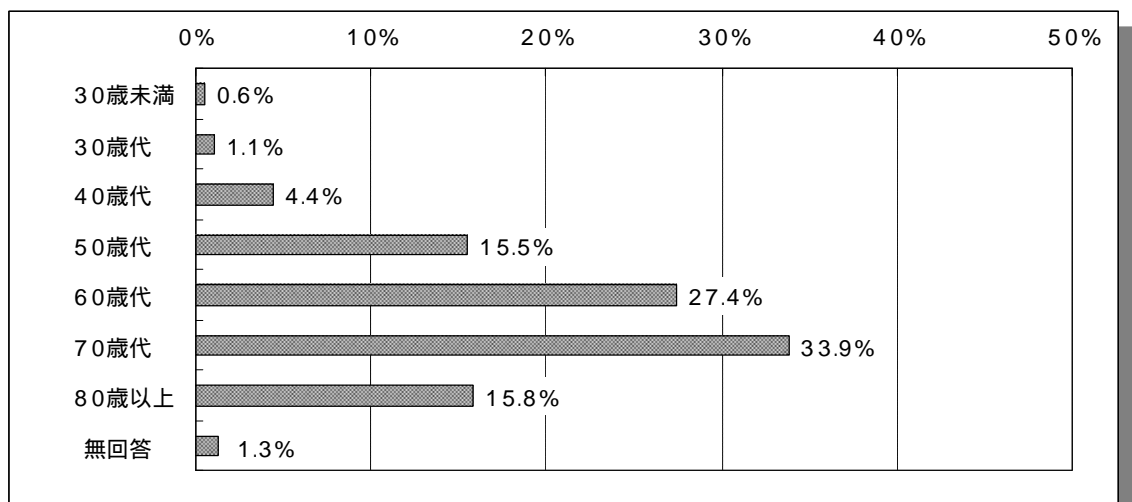
回収状況

調査対象者数	有効回答数	有効回答率
3,500人	1,542人	44.1%

アンケート回答者の年齢構成

アンケート回答者の年齢構成は、70歳代をピークに60歳代以上の方が占める割合は77.1%に達しています。

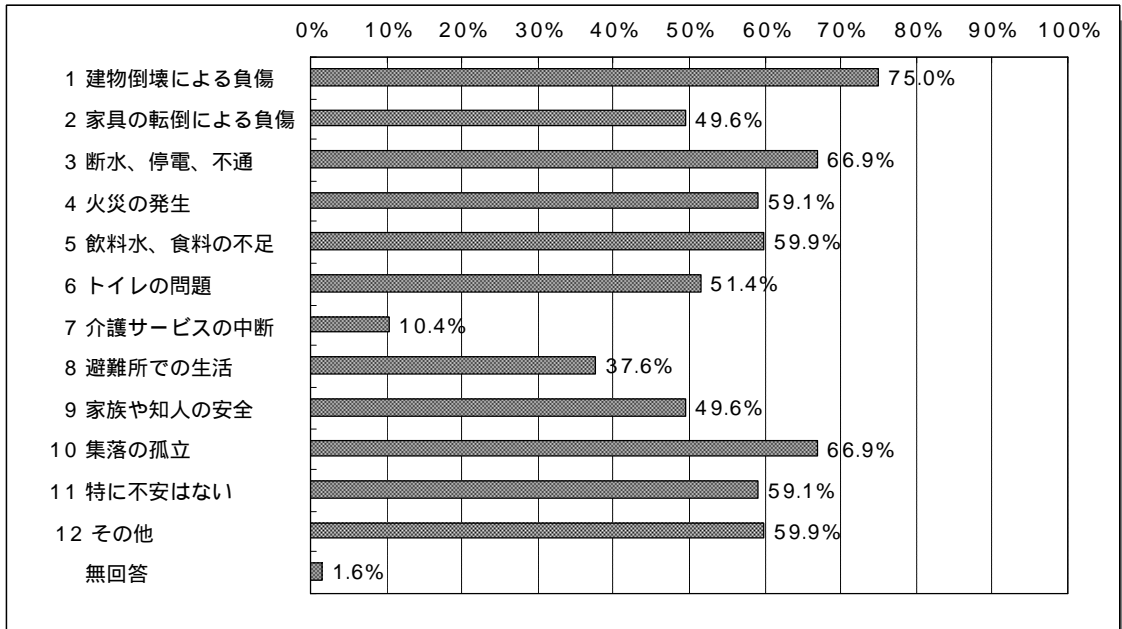
アンケート回答者の年齢構成



大規模地震発生時の不安

大規模地震発生時の不安に関する設問においては、回答者の75.0%の方が「建物倒壊による負傷」を第1に挙げています。

大規模地震発生時の不安（複数回答）



【対応策】

建物倒壊による負傷を防ぐ対策として、住宅・建築物の耐震化が最も効果的であり、耐震化の実施に向けた施策を計画的かつ総合的に推進します。

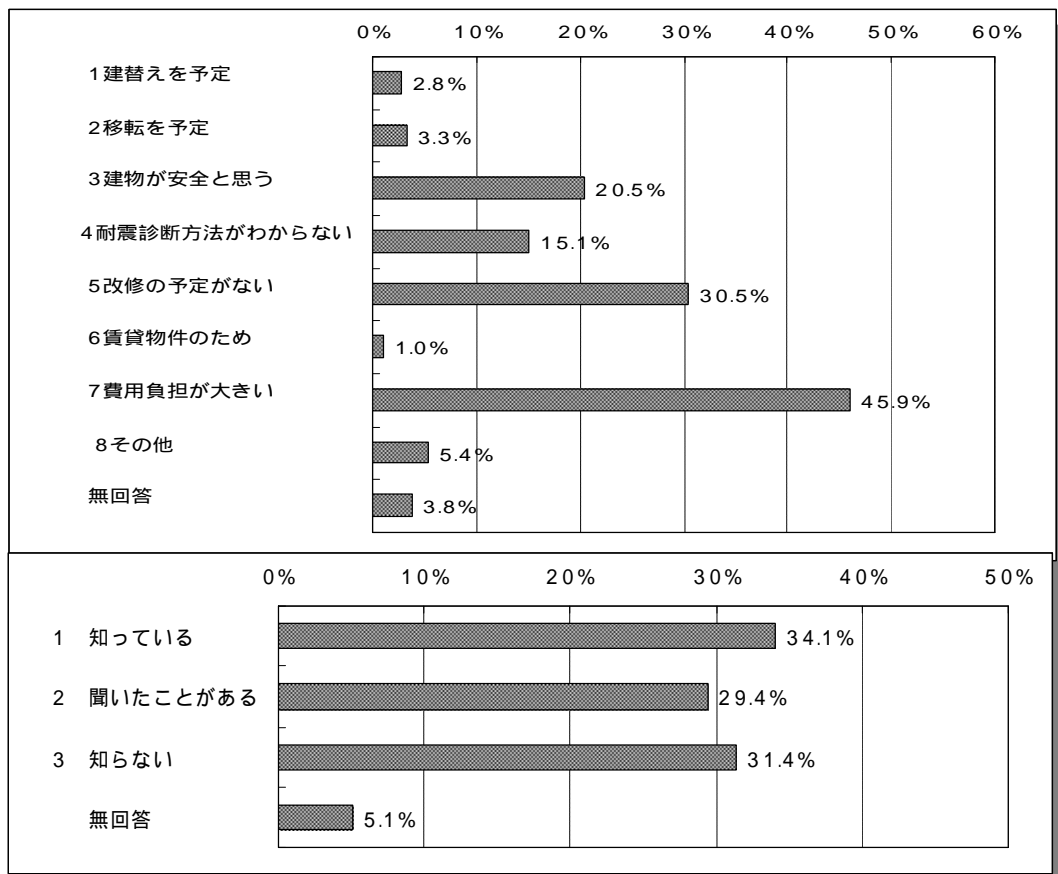
耐震診断・改修制度の認識

耐震診断を実施しない理由は、45.9%と回答者のほぼ半数の方が、「費用負担が大きい」と回答しています。

それは耐震診断が無料であるにもかかわらず、診断後の耐震改修の費用を懸念し、そう回答しているものと考えられます。

また、耐震診断・改修制度に対する回答は、34.1%の方が「知っている」、29.4%の方が「聞いたことがある」と答えていますが、一方「知らない」と回答する方も31.4%います。

耐震診断を実施しない理由（複数回答）



【対応策】

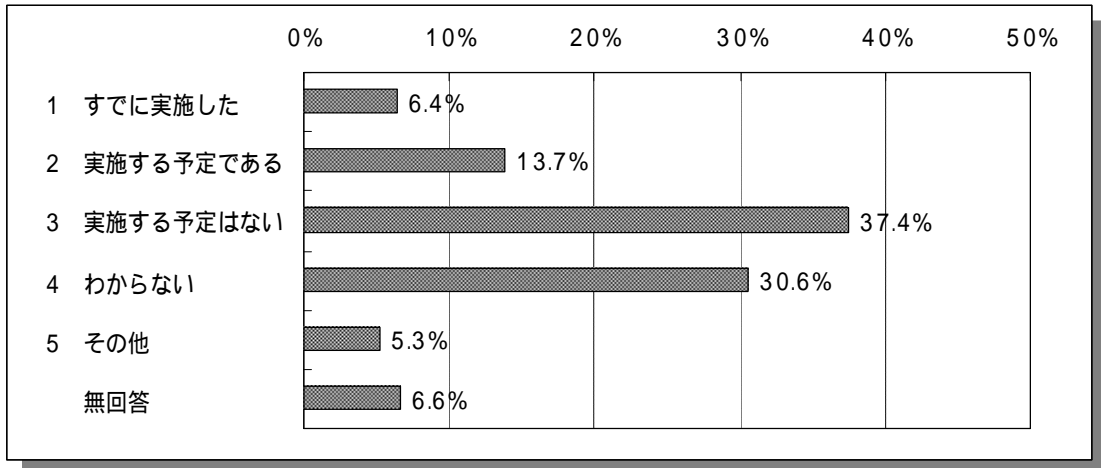
防災学習会や広報活動等とあわせ、さらに地域に密着した啓発活動の活性化を図ります。

耐震診断の実施に向けた動機づけ

耐震診断の実施状況は、「すでに実施した」、「実施する予定である」と回答者の20.1%の方については、自発的な耐震化への取り組みの傾向がみられます。

一方、68.0%の方については、「実施する予定はない」、「わからない」と答えております。

耐震診断の実施



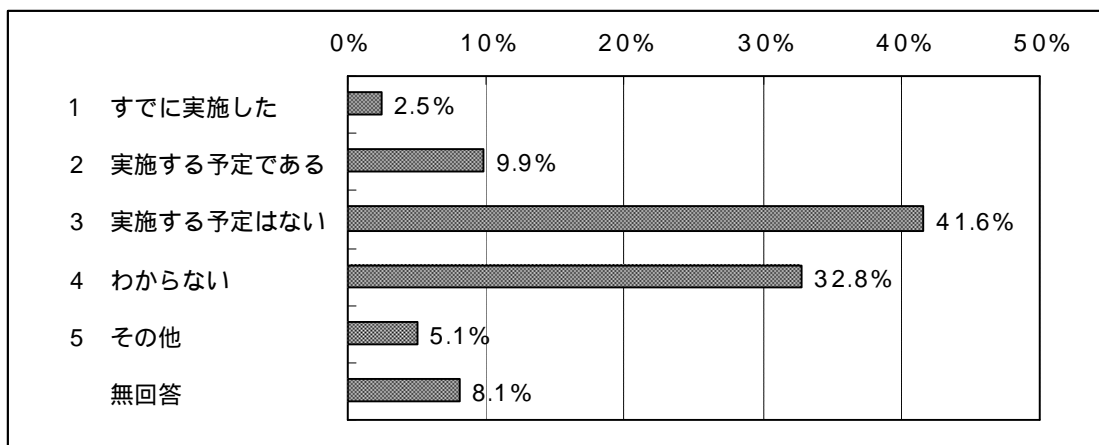
【対応策】

耐震診断への関心を高めていくため、住宅・建築物所有者に対する耐震診断の動機づけとなる耐震セミナーや耐震改修事例報告会等の実習・体験の場づくりなどの実施を推進します。

耐震改修の実施に向けた動機づけ

耐震改修の予定については、「すでに実施した」方が 2.5%、「実施する予定である」方が 9.9%に対して、「実施する予定はない」方が 41.6%と半数近くを占めています。

耐震改修の予定



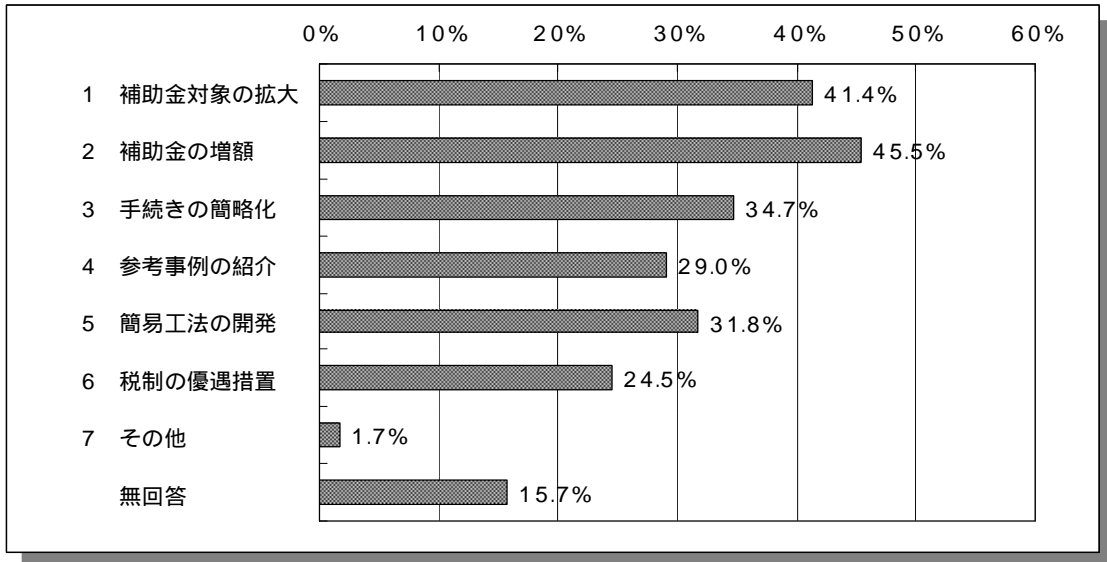
【対応策】

耐震改修の実施に向けた動機づけとなる「耐震改修事例の紹介」や耐震改修費用の負担軽減について考慮した工法等を伝える「耐震改修出張相談会」などの実施を推進します。

耐震改修の費用負担の軽減

耐震改修を促進するために必要と思われる施策として、ほぼ2人にひとりの割合で、「補助金の増額」、「補助金対象の拡大」を挙げています。

耐震改修を促進する施策（複数回答）



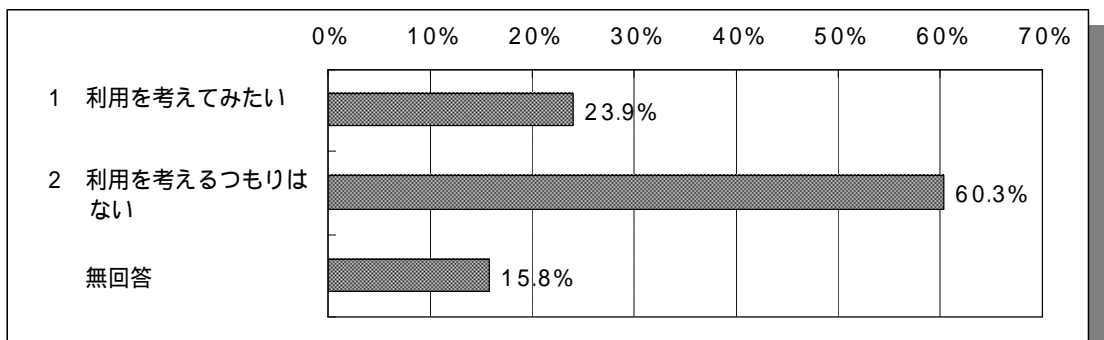
【対応策】

耐震改修の費用負担の軽減に対する各種取り組みを推進するとともに負担軽減のための制度等の構築を検討していきます。

防災ベッドについて

アンケート調査結果から、60.3%の方が利用を考えたつもりはない、23.9%の方が利用を考えてみたいと回答しています。

防災ベッドについて



【対応策】

住宅の耐震化の代替措置としての方策について広報誌等を通じ周知していきます。

その他の意見

その他、アンケートの自由意見欄においては、回答者の多くの方が、建物の倒壊に対する不安や地震に対する恐怖などを感じつつ、住宅・建築物の耐震化の必要性を認めていますが、改修工事に関わる費用負担と施工管理への不安を持っていることがうかがえます。

【主な意見】

- ・補助制度はありがたいが、補助金枠を大幅に超える自己負担額が要るので、多くの人が改修を望んでいるが、実行できない。
- ・年金暮らしの高齢者にとって、耐震補強工事は大変です。
- ・耐震診断を受けたが、数値的に改修の対象にならなかったのも、不安である。
- ・自分で工事が出来るよう、現役を引退した大工さんの指導によるシステム制度もあればと思います。
- ・リフォーム、補強工事など世間で問題となっている施工業者の手抜き工事が一番心配です。
- ・診断、改修工事をする人も信用できるシステムを作ってください。
- ・震度7に対する被害状況をチラシで周知するとともに、耐震工法についての情報も必要です。
- ・建物の耐震化以外に、屋内家具の転倒防止策を具体的に教えて欲しい。
- ・自治会等へ出向き、地震対策や地震の恐ろしさを説明していただきたい。
- ・高層建物の建物倒壊により、倒壊周辺の建物被害に恐怖を感じます。
- ・密集地帯で一軒だけ補強しても共倒れの心配があり、地区全体で考える必要がある。
- ・地震とともに津波も心配です。

以上のことから、今後耐震化を促進するためには、補助制度や税の低減等における各種支援策を周知等するとともに、建築設計団体・施工業者団体・自治会等を含めた横断的な連携制度の整備を進め、安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備に努めます。

(2) 住宅、特定建築物、市有建築物について

住宅の耐震化

住宅の耐震化目標は、平成 17 年度末の耐震性が不十分な住宅戸数を、平成 27 年度末までに半減することです。

目標を達成するためには、今後 8 年間で 2,243 戸(年間約 280 戸)の耐震化が必要となります。

【対応策】

現行の木造住宅に対する助成制度などはもとより、さらなる住宅所有者における費用負担軽減のための制度等の構築や耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じ、耐震化を促進します。

特定建築物の耐震化

法第 6 条第 1 号特定建築物(民間)の耐震化目標は、平成 17 年度末の耐震性が不十分な建築物 32 棟について、平成 27 年度末までに半減することです。

目標を達成するためには、今後 8 年間で 16 棟の耐震化が必要となります。

なお、特定建築物は、建築物の所有者自らが、建築物利用者の安全確保を自覚し、防災上の観点から建築物の耐震改修等を実施していく必要があり、また、耐震改修促進法においても所有者の努力義務が課せられています。

【対応策】

耐震改修促進法に基づき、耐震化の指導・助言等は所管(特定)行政庁である和歌山県が行うこととなりますが、本市も和歌山県と連携して民間の法第 6 条第 1 号特定建築物の耐震化を促進します。また、同様に民間の法第 6 条第 2 号及び第 3 号特定建築物についても和歌山県と連携して耐震化を促進します。

市有建築物の耐震化

市有建築物の耐震化目標は、耐震化を図る必要がある市有建築物 81 棟のうち、平成 27 年度末までの今後 8 年間に 65 棟の耐震化を図ることです。

また、残り 16 棟は、今後さらに総合的に耐震化の検討を要する施設及び平成 28 年度以降に耐震化を図る施設とします。

【対応策】

国の支援制度等を活用し、計画的に耐震化を促進します。

2 役割分担

住宅・建築物の所有者、市、建築関係団体、地域の役割分担を次のとおりとします。

(1) 住宅・建築物の所有者

住宅・建築物の所有者は、防災対策について自らの問題、地域の問題として捉え、自主的に耐震化に取り組みます。

(2) 市

市は、住宅・建築物の所有者の耐震化を支援する観点から、助成制度を推進するとともに、県及び建築関係団体等との連携のもと耐震化に係る負担軽減や環境整備等に取り組みます。

また、地域と連携した防災力向上の取り組み等を推進します。

県の役割

県	市が実施する助成制度を可能な限り支援するとともに、新たに建築物の耐震化のための仕組みづくり、総合的な啓発及び技術者の育成等を行います。
---	---------------------------------------------------------------------

(3) 建築関係団体

建築関係団体は、住宅・建築物所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができるよう県及び市と連携し環境整備等に取り組みます。

(4) 地域

自治会等や自主防災組織は、行政等と連携協力を深め、地域全体の防災力の向上に取り組みます。

3 基本的な取り組み方

市は、耐震化の促進を図るため、適切な役割分担のもと、基本的に次のとおり住宅・建築物所有者への周知、啓発及び負担軽減に対する取り組み並びに地域の特性を踏まえた施策を展開します。

(1) 住宅・建築物所有者への周知、啓発

耐震化の助成制度の周知、啓発を推進します。

安心して耐震化ができる環境整備の周知、啓発を推進します。

建築物の総合的な安全対策に関する事業の周知、啓発を推進します。

県との連携のもと、特定建築物の耐震化の周知、啓発を推進します。

地震ハザードマップ等を活用し、耐震化の周知、啓発を推進します。

防災学習会と連携した耐震化の周知、啓発を推進します。

自治会等を通じ耐震化への直接的な周知、啓発などを推進します。

(2) 負担軽減に対する取り組み

耐震化の助成制度を推進します。

住宅ローン減税制度の周知を推進します。

地震保険の割引制度の周知を推進します。

住宅等に係る耐震改修促進税制の周知を推進します。

融資制度の活用の周知を推進します。

県及び建築関係団体等との連携のもと、耐震改修に要する費用を軽減するための体制及び改修事例の紹介などを推進します。

リフォームと併せた補強工事などの周知を推進します。

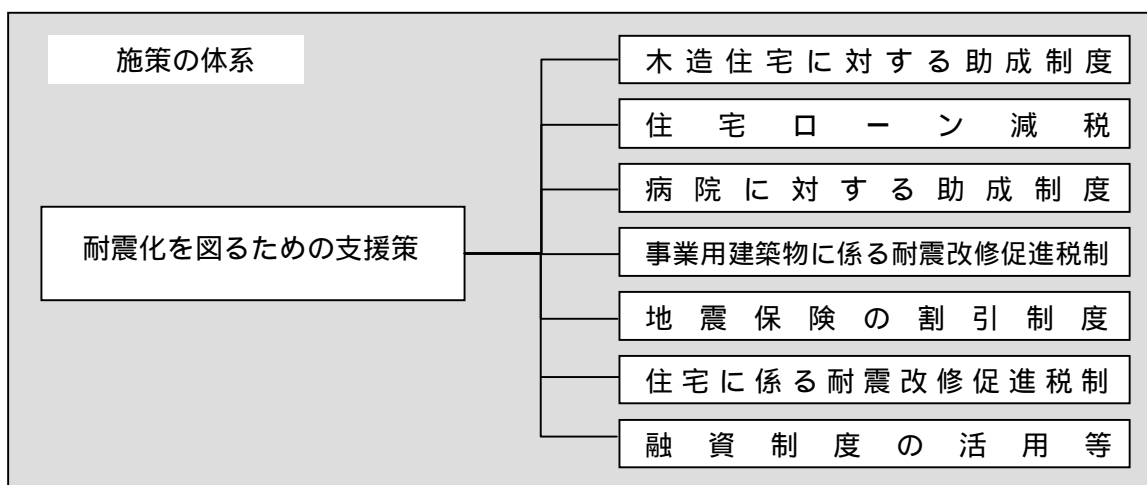
(3) 地域の特性を踏まえた施策

県との連携のもと、伝統的建築工法に適した耐震化の普及に努めます。

耐震性の低い木造住宅が密集している区域の耐震化を推進します。

強い揺れが想定される地域における建築物の耐震化などを推進します。

4 支援策



(1) 木造住宅に対する助成制度

本市では、地震による倒壊の被害が大きくなると予測される昭和56年以前の木造住宅の耐震診断と耐震改修に対する助成制度を平成16年度から実施しています。

また、耐震補強設計審査の助成制度は、平成20年度から実施します。

これからも、市民に対する建築物の耐震化の重要性についての普及・啓発及び助成制度の周知を図ります。

助成内容の概要

種別	補助基本額等	負担割合		
		国	県・市	所有者
耐震診断	44,000 円/棟	22,000 円/棟	22,000 円/棟	-
耐震補強設計審査	30,000 円/棟	15,000 円/棟	15,000 円/棟	-
耐震改修	上限 90 万円/棟	-	2 / 3 以内 上限 60 万円/棟	1 / 3 又は 30 万円/棟

ただし、の所有者における負担額は改修費用により異なります。

耐震診断（田辺市木造住宅耐震診断事業）

住宅の所有者が耐震診断を希望する場合、市が無料で耐震診断を実施します。

耐震診断対象となる建築物

以下の要件すべてに該当するもの

- (1) 田辺市内に存する民間建築物
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅、併用住宅
- (3) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの
 - ア 枠組み壁工法
 - イ 丸太組工法
 - ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）旧第38条の規定に基づく認定工法
- (4) 地上階数が2以下でかつ延べ面積が200㎡以下のもの

耐震補強設計審査（木造住宅耐震補強設計審査事業）

耐震診断を受けた方が、耐震改修を行うためには、診断結果に基づき専門家による補強設計が必要となります。

木造住宅耐震補強設計審査事業とは、補強設計を依頼した方が、その設計内容における補強方法や効果、費用などについて審査及び指導・助言等を受ける制度です。

補強設計を依頼した方が、その設計内容の審査を希望する場合、市が無料で実施します。

耐震改修（田辺市きのくに木造住宅耐震改修補助金交付事業）

耐震診断の結果、倒壊の危険性が高いと判定され建物を改修する場合、補強に要する費用の一部について助成します。

補強は「一般型補強」と「避難重視型補強」の2種類に大別されます。

「一般型補強」は、田辺市木造住宅耐震診断の総合評点が 0.7 未満の建物を総合評点 1.0 以上とする耐震改修に要する経費について補助します。

また、「避難重視型補強」は、総合評点が 0.7 未満の建物を総合評点 0.7 以上とする耐震改修に要する経費について補助します。

補助率は、ともに耐震改修工事費（改修設計費含む）の3分の2以内、1棟あたりの補助金の額の上限は60万円です。

きのくに木造住宅耐震化促進事業の改修補助要件

（参考）

	一般型補強	避難重視型補強(拡充要件)
申込み住宅要件	昭和56年5月31日以前に建築された住宅(昭和45年以前含む) 木造住宅、木造軸組工法	昭和45年12月31日以前に建築された住宅 同左
補強レベル要件	診断の結果、総合評点が0.7未満を 1.0以上 に補強	診断の結果、総合評点が0.7未満を 0.7以上 に補強
安全性等		
前提条件	震度については、震度6強から7程度を想定 震度は、土地の状況により異なる (軟弱地盤では、揺れは大きくなる)	同左 同左
耐震性の評価	「倒壊する可能性が高い」が「 一応倒壊しない 」に向上	「倒壊する可能性が高い」が「 倒壊する可能性がある 」に向上
住宅損傷レベル	損傷をうける 可能性がある	生存空間が喪失し、死の危険を伴う倒壊(層破壊)が起こる可能性は低く、避難する余裕ができる
地震後の利用	利用できなくなる 可能性はある	利用できなくなる 可能性は高い
補強レベルの選択にあたって	上記内容を踏まえて、耐震補強レベルを設定し、一般型又は避難重視型を選択して下さい	

(2) 住宅ローン減税制度

住宅に対する一定の耐震改修工事が、住宅ローン減税制度の対象となっています。

広報紙、説明会等を活用し住宅ローン減税の周知を実施します。

耐震改修における住宅ローン減税制度

種別	主な要件等
住宅ローン減税	10年間、ローン残高の1%を所得税から控除
中古住宅購入の際のローン減税	築後年数要件(マンション25年以内、木造戸建20年以内)を撤廃し、新耐震基準への適合を要件化(平成17年より)

(3) 病院に対する助成制度

病院については、地震時の院内患者や職員の安全確保の他、被災者に対する医療提供機能を維持することが期待されていることから、昭和56年5月以前に着工された病院群輪番病院及び救急告示病院の耐震診断に要する費用の一部について助成しており、法第6条第1号特定建築物の病院所有者への直接的な制度の周知を実施します。

助成内容の概要

対象	補助基本額等	負担割合		
		国	県	所有者
耐震診断	3,000 千円/ヶ所	1/3又は1,000 千円/ヶ所限度	1/3又は1,000 千円/ヶ所限度	1/3又は1,000 千円/ヶ所

(4) 地震保険の割引制度

地震保険料は、対象となる建物の建築年や耐震性能による割引制度が設けられています。

これら地震保険の割引制度の概要について、広報紙やチラシ、パンフレットの配布による周知を実施します。

地震保険の割引拡大の概要

種別	概要	割引率	
建築年割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物である場合	10%	
耐震等級割引率 (契約開始日が H13.10.1以降)	対象建物が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」に定められた耐震等級を有している場合	耐震等級1	10%
		耐震等級2	20%
		耐震等級3	30%
免震建築物割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	対象物件が、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「免震建築物」である場合	30%	
耐震診断割引率 (契約開始日が H19.10.1以降)	地方公共団体等による耐震診断又は耐震改修の結果、建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合	10%	

出典：財務省

(5) 事業用建築物に係る耐震改修促進税制

法第6条第1号特定建築物の所有者へのパンフレットやチラシの送付や商工会議所を通じた直接的な周知活動を実施します。

事業用建築物に係る耐震改修促進税制

区分	所得税・法人税
対象建築物	旧耐震基準(昭和56年5月31日以前の耐震基準)により建設された特定建築物(事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物)
対象区域	対象区域に制限なし
特例期間	平成18年4月1日～平成20年12月31日までに耐震改修を実施
対象工事	耐震改修促進法の認定計画に基づく耐震改修工事 (当該特定建築物が耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないもの)
特別償却	工事に伴って取得等をする建物部分について、10%の特別償却
問い合わせ先・申込み	税務署

(6) 住宅に係る耐震改修促進税制

耐震性が不十分な住宅所有者に対しては、耐震改修の必要性とあわせ住宅に係る耐震改修促進税制について広報紙等や説明会を活用し周知をおこなっていきます。

住宅に係る耐震改修促進税制

区分	所得税	固定資産税
対象住宅	旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の耐震基準）により建設された住宅	昭和57年1月1日以前に所在する住宅（1戸当たり120㎡相当部分まで）
対象区域	住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域 <ul style="list-style-type: none"> 『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画 『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画） 	対象区域に制限なし
特例期間	平成18年4月1日～平成20年12月31日までに耐震改修を実施	平成18年1月1日～平成27年12月31日までに耐震改修が完了
対象工事	現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事	改修の費用が30万円以上で、現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が1.0以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事
控除額	耐震改修工事費の10%（20万円を上限）が所得税から控除	以下の期間固定資産税を半額 <ul style="list-style-type: none"> 平成18～21年工事完了：3年間 平成22～24年工事完了：2年間 平成25～27年工事完了：1年間
問い合わせ先・申込み	市町村の住宅建築行政担当課・税務署	市町村の住宅建築・税務行政担当課
備考	市町村の発行する証明書を添付し、確定申告が必要	市町村、建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する証明書等の添付が求められる

<地域住宅計画の概要>

「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」により、地方公共団体が策定する計画で以下の内容を定める。

- ・地域住宅計画の目標 ・公的賃貸住宅等の整備に関する事業
- ・公共施設等の整備に関する事業 ・これら事業と一体となってその効果を増大させるための事業等

国は地方住宅計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、地域住宅交付金を交付することが可能。（平成17年度予算：580億円）

平成17年度において82の地方公共団体で地域住宅交付金を活用して民間住宅の耐震改修事業を実施。

(7) 融資制度の活用等

政府系金融機関が行っている融資制度は次のとおりです。

民間特定建築物の所有者への事業継続計画（BCP）の策定を推奨するとともに、策定に係る融資制度の活用を広報、チラシを活用し直接的な周知を行っていきます。

独立行政法人住宅金融支援機構

対象	主な要件等
戸建て住宅	リフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額：1000万円 金利：基準金利 3.37% (175㎡以下)、3.82% (175㎡超) (平成19年1月10日現在)
マンション	マンション共用部分リフォーム融資（耐震改修工事） 融資限度額：工事費の80%以内（150万円×住宅戸数が融資額の限度） 金利：3.17%（平成19年1月10日現在）

国民生活金融公庫

対象	主な要件等
生活衛生関係営業を営む会社・個人及び理容学校・美容学校を経営する方	事業継続計画（BCP）に基づき、店舗を耐震改修するために必要な設備資金 融資限度額：通常のご融資額+3,000万円以内 金利：1.7～2.1%（平成20年1月17日現在） 取扱期間：平成20年3月31日まで

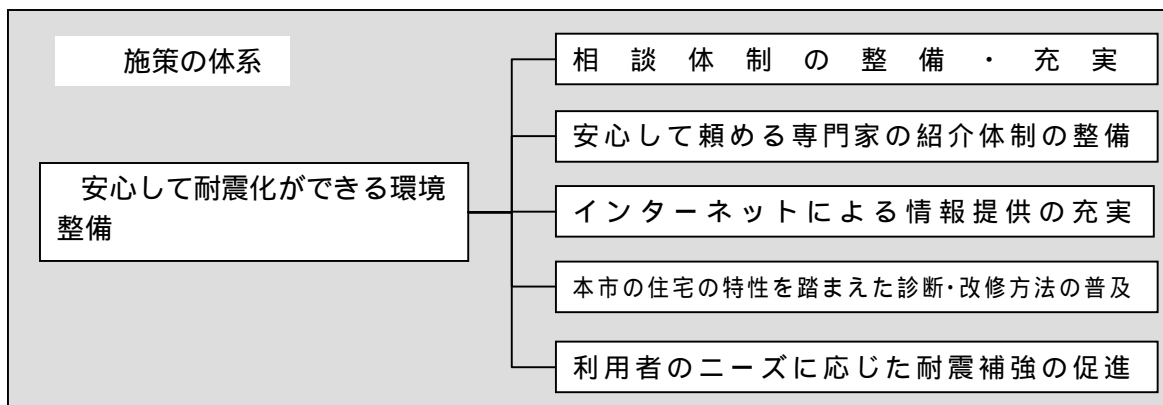
中小企業金融公庫

対象	主な要件等
自ら策定したBCPに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	社会環境対応施設整備資金 BCPに基づき、防災に資する施設等の整備（改善及び改修を含む）を行うために必要な資金（土地に係わる資金を除く） 融資利率：2億7千万円まで 1.70～2.35% ：2億7千万円超 2.3～3.1% (平成19年12月21日現在)

5 環境整備

近年、リフォーム工事契約に伴う消費者被害が社会問題となっており、建物所有者が安心して耐震診断・改修を行うことができる環境整備に取り組みます。

特に「誰に相談すればよいか」「誰に診断を頼めばよいか」「工事費用は適正か」「工事内容は適切か」等の耐震診断・改修に取り組む方の不安の解消に努めます。

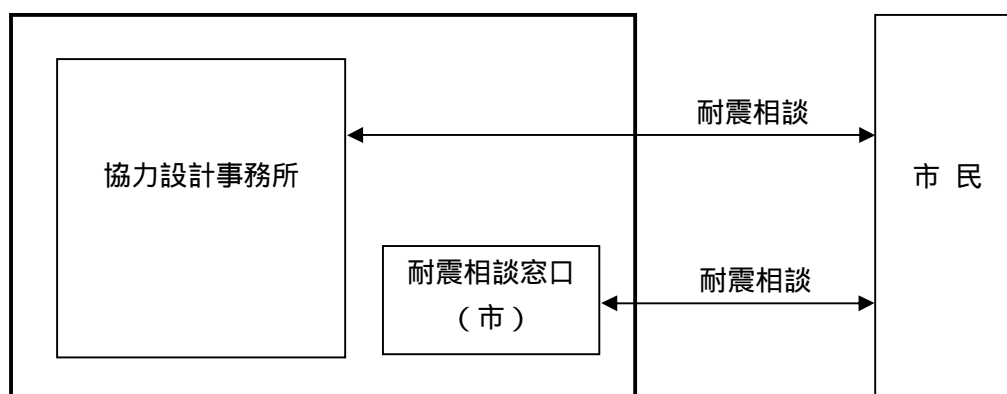


(1) 相談体制の整備・充実

市の耐震相談窓口では、県や市町村及び協議会 で耐震相談窓口として承認された協力設計事務所の名簿を閲覧できるようになっています。

今後、市の耐震相談窓口では、融資制度、税制、助成制度等の説明や、協議会と連携した協力設計事務所の紹介など相談体制の整備・充実に取り組みます。

耐震相談窓口の体系図



協議会：和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会
県、市町村及び建築関係団体が連携し、県内の建築物等の耐震対策を推進するために、平成14年に設立されました。

(2) 安心して頼める専門家の紹介体制の整備

和歌山県や建築関係団体と連携して、設計・施工業者における専門家向けの技術力向上等のための講習会を実施し、受講された業者の紹介体制を整備します。

(3) インターネットによる情報提供の充実

地震の基礎知識や(財)日本建築防災協会とリンクした「誰でもできるわが家の耐震診断」など、住宅所有者の最も身近な情報提供の場となるよう、耐震化に関する市のホームページの内容を充実し、耐震診断・改修の促進に向けた活用をうながします。

(4) 本市の住宅の特性を踏まえた診断・改修方法の普及

世界遺産「熊野古道」を擁する本市には、地域風土等を反映した伝統的工法による木造建築物が存在しています。

伝統的工法による木造建築物は、ある程度変形することで地震に耐える構造形式であるため、現行の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため本市は、和歌山県と連携し、伝統的建築工法に適した耐震化の手法の普及に努め、地域の特色を市民共通の資産として、後の世代に継承します。

(5) 利用者のニーズに応じた耐震補強の促進

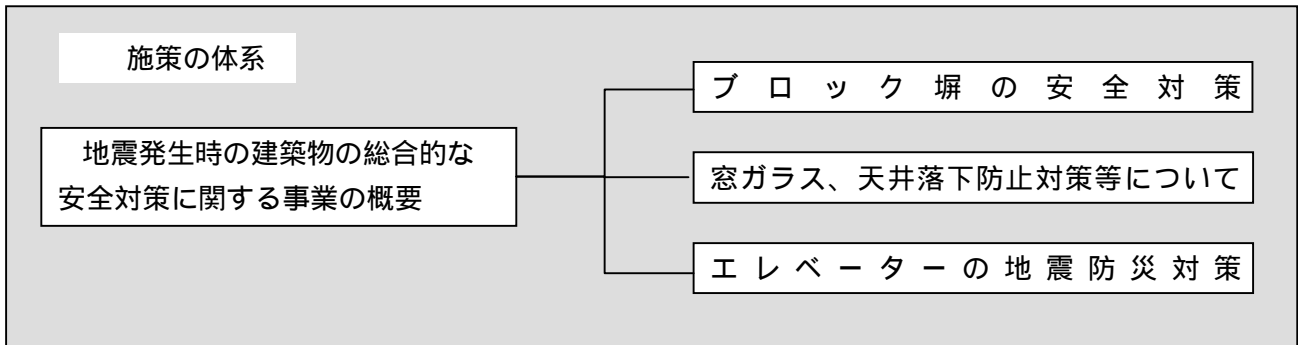
耐震補強に対し助成する要件として、補強後の耐震性能が一応安全とされるレベルで補強すること(一般型補強)を求めていましたが、改修に多額の費用を要する古い木造住宅が多いことなどから「避難さえできればよい」というニーズを踏まえ、基礎補強等に多額の費用を要する場合は昭和45年以前の木造住宅を対象にした避難重視型補強も補助対象に加えています。

今後は、さらなる普及・啓発に努めます。

6 地震発生時の建築物の総合的な安全対策に関する事業の概要

ブロック塀の倒壊対策、窓ガラス・天井の落下防止対策、エレベーターの閉じこめ防止対策等の総合的な安全対策については、建築確認申請時において指導する他、防災点検等における指導の徹底を図ります。

また、ホームページを利用した耐震化促進に関する記事の掲載や、市の広報紙・パンフレットの作成と配布等による啓発活動を行います。



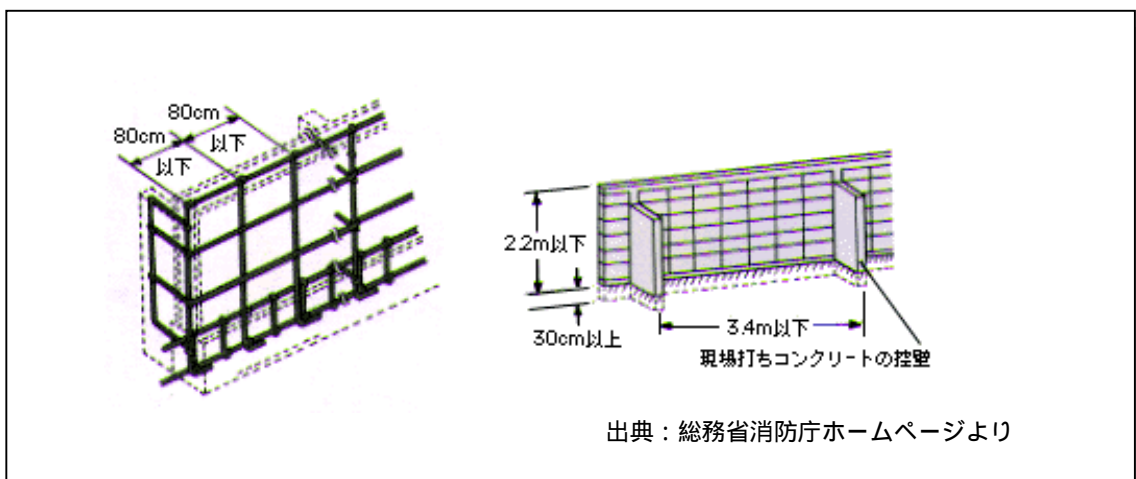
(1) ブロック塀の安全対策

地震によって塀が倒れると、負傷者が出るおそれがあるばかりでなく、地震後の避難や救助・消火活動にも支障が生じる可能性があり、ブロック塀の安全対策を行っていく必要があります。

具体的な取り組みとしては、点検や補強手法、簡易耐震診断方法に関する情報提供を行い、市民自身による地震に対する安全性チェックを通じた意識の向上を図っていきます。

また、適正な施工については、パンフレット等で啓発を図ります。

ブロック塀の補強



(2) 窓ガラス、天井等の落下防止対策

人の通行が多い沿道に建つ建築物や特定建築物の所有者に対しては、建築物の窓ガラスの地震対策や外壁に使われているタイルや屋外広告物等の落下防止対策、また大規模空間を持つ建築物の天井落下対策について、県と連携し、安全対策措置を講じるよう啓発・指導していきます。

(3) エレベーターの地震防災対策

平成 17 年 7 月に発生した千葉県北西部を震源とする地震において、エレベーターの故障・損傷等や閉じ込め事故が多数発生したことを踏まえ、エレベーターの地震対策について取り組む必要があります。

このため、建築基準法によるエレベーターの定期検査の機会を捉え、「エレベーター耐震設計・施工指針」に適合しないエレベーターについては、地震時のリスク等を建築物所有者に周知し、耐震安全性の確保の促進を図っていくものとします。

「エレベーター耐震設計・施工指針」(抜粋)

滑節構造の接合部がガイドレールから外れないこと
索が滑車から外れないこと
昇降路内に突出物を設けないこと
駆動装置及び制御器は転倒又は移動しないこと
吊り合い重りブロック脱落防止
調速機ロープの引っ掛け防止他

7 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震発生時に通行を確保すべき道路は、市の重要な防災拠点と県が指定する緊急輸送道路を結節する道路を指定し、道路に接した法第6条第3号特定建築物の耐震化を促進します。

(1) 特定建築物所有者への周知、啓発

法第6条第3号特定建築物所有者に対しては、和歌山県と連携して耐震化への周知、啓発を展開します。

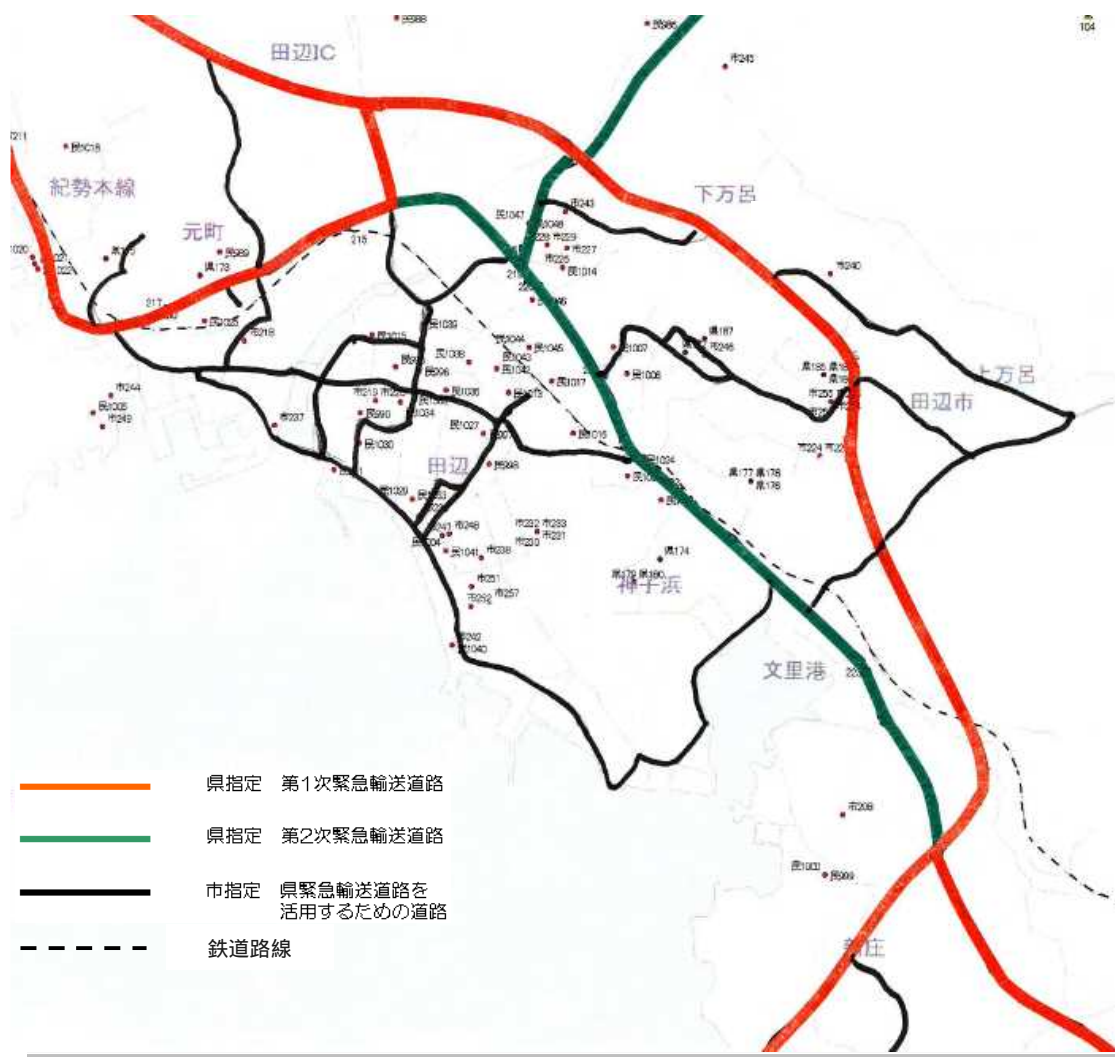
緊急輸送道路に接する特定建築物の公表

建物所有者へのダイレクトメール、広報紙などによる周知、啓発

(2) 地域防災計画への反映

耐震改修促進計画において、市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路について地域防災計画に反映させていきます。

市が指定する緊急輸送道路を活用するための道路（田辺地域）



(龍神地域)



(中辺路地域)



(大塔地域)



(本宮地域)



8 避難路等の現況把握及び沿道住宅・建築物耐震化基礎資料の整備

特定行政庁である県が実施することとなる、避難施設や防災拠点施設等に通じる避難路及びこの避難路に通じる細街路等の幅員等の調査、並びに避難路等の沿道住宅・建築物の耐震化基礎資料の整備については、円滑に調査等が実施できるように支援します。

9 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴う崖崩れや大規模造成地の崩壊等による建築物の被害を軽減するため、「がけ地近接等危険住宅移転事業」や「住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業」等を活用するとともに、がけ地に近接する建築物への注意喚起や情報提供等を行います。

また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づき、県に土砂災害警戒区域等の指定を働きかけます。

土砂災害防止法に基づく対策

土砂災害警戒区域での対策

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域での対策

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると求められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置、宅地建物取引における措置が行われる。



10 重点的に耐震化すべき区域の設定

和歌山県の全域が、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域内にあることから、市域全体を耐震化すべき区域とします。

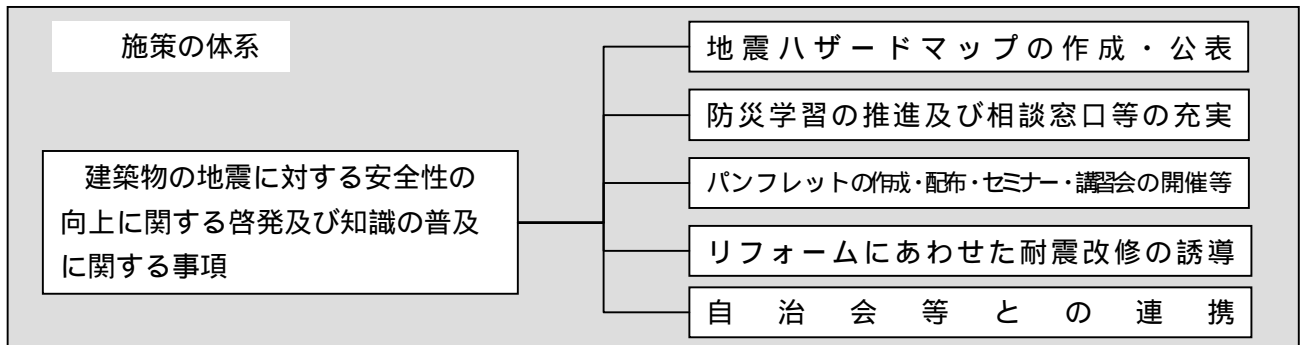
そうした中でも、重点的に耐震化すべき区域は次のとおりです。

耐震性の低い木造住宅が密集している区域

地震ハザードマップで震度7の揺れが想定されている区域

第7章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

地震ハザードマップ（揺れやすさマップ、地域の危険度マップ）を作成し、効果的な公表方法、防災学習等の普及に努めます。



1 地震ハザードマップの作成・公表

地震ハザードマップは、地震による被害の発生見通しと、避難方法等に係る情報を、住民にわかりやすく事前に提供することによって、平常時からの防災意識の向上と、住宅・建築物の耐震化を促進する効果が期待できます。

このため、本市は、発生のおそれがある地震の揺れと地域の危険度等を記載した地震ハザードマップを平成19年度に作成し、平成20年度には、ホームページで公表します。

作成にあたっては、「和歌山県地震防災マップ作成の手引き」を参考に「揺れやすさマップ」と「地域の危険度マップ」の2種類を作成しました。

2 防災学習の推進及び相談窓口等の充実

自治会等や学校、各種団体等において住宅の耐震性における重要性の説明を含む防災学習会をより一層実施し、住宅への防災意識高揚に努めます。

また、各種イベント等においても建築関係団体等と連携し、耐震診断の相談窓口の設置、所有者等からの相談体制の充実を図り、耐震改修工法、費用、事業者情報、標準契約書、助成制度の概要、税制等に関する情報提供等の推進を図っていきます。



防災学習会の様子（田辺市）



田辺農林水産業まつりでの無料木造耐震診断の相談会の様子（田辺市）

3 パンフレットの作成・配布、セミナー、講習会の開催等

耐震診断・改修に関する事業の促進に資するためのパンフレットを作成・配布し、補助制度、融資制度の普及啓発に努め、既存建築物の耐震診断・改修の必要性について啓発していきます。

また、セミナー、講習会の開催、耐震改修事例集の作成等について、和歌山県と連携して実施します。

なお、地震発生時には家具の転倒が負傷や避難救助の妨げになることから、家具の転倒防止策について広報紙等を通じて市民に周知するとともに、自身で転倒防止策が困難な高齢者や障害者の方々を対象とした支援制度の構築に努めます。



防災イベント(耐震補強の実験)
(神奈川県平塚市)
総務省消防庁ホームページより



恵那市家具転倒防止実行委員会
高齢者に対して家具の転倒防止を
行っている。(写真は作業風景)
(岐阜県恵那市)

4 リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリーリフォーム等の機会を捉えて耐震改修を実施することにより、耐震改修に要する費用が少なく済むとともに、居住性の向上に加え安心・安全につながることを啓発します。

このため、リフォーム業者等と連携を図りながら、パンフレット等を用い耐震改修の啓発・誘導に努めるとともに、耐震改修費用の低減できる施工方法の提案を目的とした施工業者への呼びかけを行います。

5 自治会等との連携

自治会等や自主防災組織による地震防災対策への取り組みは、発災時に効果的であるばかりでなく、平常時においても、地域における危険箇所の点検や地域全体での耐震化などの取り組みにも効果があります。

本市では、こうした地域の取り組みを活性化するよう啓発するとともに、積極的に支援します。

第 8 章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

和歌山県及び建築関係団体との連携により、建築物の効果的な耐震診断及び耐震改修の普及啓発と住宅の安全化を進めます。

1 特定行政庁との連携

特定建築物に対する耐震診断・改修を促進するための指導等（指導・助言、指示、公表）は、耐震改修促進法によって所管（特定）行政庁が行うことと定められており、田辺市内にある特定建築物の指導等は、和歌山県が行うこととなります。

本市は、和歌山県と連携・協力して、計画的、かつ的確に建築物の所有者等に対する耐震診断・改修を促進します。

なお、耐震改修促進法により指導及び助言並びに指示等の対象となる建築物は、下記に示すとおりです。

指導・助言、指示、公表の対象となる建築物

	対象建築物
指導・助言 （法第 7 条第 1 項）	法第 6 条に定める特定建築物 階数 3 以上かつ 1,000 m ² 以上の特定建築物等
指示 （法第 7 条第 2 項）	法第 7 条第 2 項に定める特定建築物 階数 3 以上かつ 2,000 m ² 以上の特定建築物等
公表 （法第 7 条第 3 項）	指示を受けた所有者が正当な理由なく、その指示に従わなかった法第 7 条第 2 項に定める特定建築物

2 「和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会」の取り組み

和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会が平成 14 年に設立されています。本協議会を活かし、耐震化に必要な取り組みを検討していきます。

事業内容

- ・被災建築物応急危険度判定のための体制整備
- ・既存建築物の耐震診断・改修の促進及び啓発普及に関すること
- ・被災宅地危険度判定のための体制整備

3 住宅性能表示制度の活用促進

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度では、地震に対する構造的な強さを「耐震等級」として評価・表示することとされています。

本市は、新築住宅の耐震性に関する質の向上を図るため、パンフレット等を活用し、住宅性能表示制度の活用促進に努めます。

資料

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第十条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第二百二十四号)第四条第二項 に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前三項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内的の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第六条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第八条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で、政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第七条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

- 5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 6 第四項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第八条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第一項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
 - 二 前項第四号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 第一項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第二条第十四号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第十五号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。
 - イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。
 - ロ 工事の計画（二以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。
- 四 第一項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項 の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第二条第九号の二 に規定する耐火建築物をいう。）である

場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第一号及び第二号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六条第一項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分(以下この項において「建築物等」という。)については、建築基準法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、同条第二項の規定を適用する。

一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第三条第二項の規定の適用を受けている建築物等であって、第三項第一号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

二 計画の認定に係る第三項第三号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第三項第四号の建築物については、建築基準法第二十七条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定は、適用しない。

8 第一項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第六条第一項の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第六条第一項又は第十八条第三項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第九条 計画の認定を受けた者(第十三条第一項及び第三項を除き、以下「認定事業者」という。)は、当該計画の認定を受けた計画の変更(国土交通省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第十条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第一項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(計画の認定の取消し)

第十二条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

第五章 建築物の耐震改修に係る特例

(特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例)

第十三条 第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法の規定にかかわらず、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項 に規定する指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項 に規定する中核市の区域内にあつては、当該指定都市又は中核市の長。第三項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十八条第一項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第五条第一項 に規定する認定事業者が第一項 の規定による都道府県知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第十一条第一項 の規定の適用については、同項中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十三条第二項の規定」とする。

(機構の業務の特例)

第十四条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第三項第二号 の住宅又は同項第四号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

(公社の業務の特例)

第十五条 第五条第三項第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法第二十一条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第四十九条第三号 中「第二十一条 に規定する業務」とあるのは、「第二十一条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）第十五条第一項に規定する業務」とする。

(独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮)

第十六条 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

第六章 耐震改修支援センター

(耐震改修支援センター)

第十七条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条 の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、第十九条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定の公示等)

第十八条 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

- 2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(業務)

第十九条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 認定事業者が行う認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の委託)

第二十条 センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

- 2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

(債務保証業務規程)

第二十一条 センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。
- 3 国土交通大臣は、第一項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第二十二条 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後三月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

(区分経理)

第二十三条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

- 一 債務保証業務及びこれに附帯する業務
- 二 第十九条第二号及び第三号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

第二十四条 センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第二十五条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第二十六条 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

第二十七条 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第十八条第二項又は第二十二条から第二十四条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第二十一条第一項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第二十一条第三項又は第二十五条の規定による命令に違反したとき。

四 第十七条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第七章 罰則

第二十八条 第七条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条又は第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者

三 第二十四条第二項の規定に違反した者

四 第二十六条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

五 第二十六条第一項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限)

2 第十四条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成二十七年十二月三十一日までに締結される場合に限り行うことができる。

附 則 (平成八年三月三十一日法律第二一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年三月三十一日法律第二六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一七年七月六日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年一月七日法律第一二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(処分、手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律(次項において「旧法」という。)の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「新法」という。)の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

2 新法第八条及び第九条の規定は、この法律の施行後に新法第八条第一項又は第九条第一項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第五条第一項又は第六条第一項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(調整規定)

2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。)別表第六十二号の規定の適用については、同号中「中間法人法(平成十三年法律第四十九号)第百五十七条(理事等の特別背任)の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十四号(理事等の特別背任)の罪」とする。

3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第四百五十七条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第百五十七条(理事等の特別背任)の罪は、組織的犯罪処罰法別表第六十二号に掲げる罪とみなす。

2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429号)(抜粋)

(都道府県知事が所管行政庁となる建築物)

第一条 建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第九十七条の二第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第六条第一項第四号に掲げる建築物(その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。)以外の建築物とする。

2 法第二条第三項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物(第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。)とする。

一 延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する延べ面積をいう。)が一万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第五十一条(同法第八十七条第二項及び第三項において準用する場合を含む。)(市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。)並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

(多数の者が利用する特定建築物の要件)

第二条 法第六条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場十六車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第六条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所階数が二で、かつ、床面積の合計が五百平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校(以下「小学校等」という。)、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物(保育所を除く。)階数が二で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 三 学校(幼稚園及び小学校等を除く。)、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物階数が三で、かつ、床面積の合計が千平方メートルのもの
- 四 体育館床面積の合計が千平方メートルのもの
(危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件)

第三条 法第六条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法(昭和三十二年法律第百八十六号)第二条第七項に規定する危険物(石油類を除く。)
- 二 危険物の規制に関する政令(昭和三十四年政令第三百六号)別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス(次号及び第六号に掲げるものを除く。)

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法(昭和三十五年法律第三百三号)第二条第一項に規定する毒物又は同条第二項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)

2 法第六条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量(第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。)とする。

一 火薬類次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量

イ 火薬十トン

ロ 爆薬五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管五十万個

ニ 銃用雷管五百万個

ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線五万個

ヘ 導爆線又は導火線五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項に規定する危険物危険物の規制に関する政令別表第三の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

三 危険物の規制に関する政令別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類三十トン

四 危険物の規制に関する政令別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類二十立方メートル

五 マッチ三百マッチトン

六 可燃性のガス(次号及び第八号に掲げるものを除く。)二万立方メートル

七 圧縮ガス二十万立方メートル

八 液化ガス二千トン

- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。）二十トン
十 毒物及び劇物取締法第二条第二項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）二百トン
3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第四条 法第六条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合六メートル
 - 二 十二メートルを超える場合前面道路の幅員の二分の一に相当する距離
- （所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第五条 法第七条第二項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第七条第二項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第七条第二項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）床面積の合計が二千平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所床面積の合計が七百五十平方メートルのもの

三 小学校等床面積の合計が千五百平方メートルのもの

四 前項第十九号に掲げる特定建築物床面積の合計が五百平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第六条 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第七条第四項の規定により、その職員に、前条第一項の特定建築物で同条第二項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第七条 法第十四条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)第十一条第三項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

3 建築基準法（昭和25年法律第201号）（抜粋）

（用語の定義）

第二条

この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

（保安上危険な建築物等に対する措置）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（抜粋）

（勧告の対象となる建築物）

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物（法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が五以上である建築物
- 二 延べ面積が千平方メートルを超える建築物

5 用語解説

【あ行】

Is 値

Is 値（構造耐震指標）は、耐震診断で算出する建築物の耐震性能を表わす数値。

現行の耐震関係規定は Is 値で概ね 0.6 とほぼ同等となる。一般的な Is 値の目安を以下に示す。

Is 値 0.3 未満.....概ね震度 6 強程度の地震で倒壊する危険性が高い

Is 値 0.3 以上 0.6 未満.....概ね震度 6 強程度の地震で倒壊する危険性がある

Is 値 0.6 以上.....概ね震度 6 強程度の地震で倒壊する危険性が低い

なお、公立学校施設の Is 値は、児童の安全と避難所としての利用を考慮し、概ね 0.7 を超えることとしている。（文部科学省）

【か行】

活断層

最近の地質時代（第四紀：約 200 万年前から現在）に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層。

緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられた。

【さ行】

市町村耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、各市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画。

県地域防災計画

県域における災害に対処し、県民の生命、身体及び財産を保護するため、県が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めている。

所管行政庁

耐震改修促進法第 2 条第 3 項に定められているもので、県における所管行政庁は、建築基準法による特定行政庁を指す。

住宅・土地統計調査

わが国の住宅に関するもっとも基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が 5 年ごとに実施している。

【た行】

耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価する。

耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、又は敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）再掲

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成 7 年 12 月 25 日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされた。さらに、平成 17 年 11 月 7 日に改正耐震改修促進法が公布され、平成 18 年 1 月 26 日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられた。

また、市町村は、国の基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされている。

耐震基準

宮城県沖地震（昭和 53 年 6 月 M7.4）等の経験から、昭和 56 年 6 月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行された。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、関東大震災（大正 12 年 9 月 M7.9）程度の大地震に対しては、建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしている。

東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震。東南海・南海地震はこれまで過去に 100～150 年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震。

道路を閉塞するおそれがある住宅・建築物

地震時の倒壊により道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物。耐震改修促進法の特定建築物として定められている。

特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐおそれがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

【は行】

ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成される。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現している。

田辺市 総務部総務課防災対策室
田辺市 建設部 建築住宅課

〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
電話：0739-22-5300（代表）